

〔博士論文要旨〕

線形回帰モデルにおける GLS 推定論

倉田博史

本要旨で用いる記号及び式番号は、別に提出した学位論文のそれと同一のものである。本要旨で学位論文を引用する場合、「本論文」と呼ぶ。

序章 本論文の構成

本論文では、一般線形回帰モデルにおける回帰係数の一般化最小 2 乗法に基づく推定問題を議論する。一般化最小 2 乗推定量及び通常の最小 2 乗推定量の推定効率を、2 つの規準に基づいて評価する。得られた結果を、SUR モデル、不等分散モデル、系列相関モデルに応用し、幾つかの典型的な推定量の効率性を吟味する。具体的構成は次の通りである。

第 1 章 OLSE の効率性

第 2 章 GLSE の共分散行列の上界

結び

第 1 章 OLSE の効率性

§ 1 問題の設定と背景

線形回帰モデル

$$(1.1) \quad y = X\beta + \varepsilon, \quad \varepsilon \sim (0, \sigma^2\Omega)$$

ここに、 $y; n \times 1, X; n \times k, \text{rank } X = k (k < n), \beta; k \times 1, \varepsilon; n \times 1$

における係数ベクトル β の最小 2 乗推定量に基づく推定問題を議論する。 $\varepsilon \sim (0, \sigma^2\Omega)$ は、誤差項 ε が、平均 0、共分散行列 $E\varepsilon\varepsilon' = \sigma^2\Omega$ なる確率分布に従うことを表すものとする。 $S^+(n)$ を $n \times n$ 正値定符号行列の全体とし、 $\Omega \in S^+(n)$ とする。

β の線形不偏推定量のクラスを C_0 と置く。本章では C_0 に属する推定量の中で特にガウス—マルコフ推定量 GME (Gauss-Markov Estimator)

$$(1.2) \quad \hat{\beta}(\Omega) = (X'\Omega^{-1}X)^{-1}X'\Omega^{-1}y$$

と、通常の最小 2 乗推定量 OLSE (Ordinary Least Squares Estimator)

$$(1.3) \quad \hat{\beta}(I_n) = (X'X)^{-1}X'y$$

とを考察の対象とする。よく知られる通り、 Ω が既知のとき GME $\hat{\beta}(\Omega)$ は最良線形不偏である。

Z を $X'Z=0, \text{rank } Z=n-k$ なる任意の $n \times (n-k)$ 行列とする。所与の回帰行列 X に対して等式

$$(1.7) \quad \hat{\beta}(I_n) = \hat{\beta}(\Omega), \text{ 全ての } y \in R^n \text{ に対して}$$

が成立するための必要十分条件は、 Ω が、ある $\Gamma \in S^+(k), \Delta \in S^+(n-k)$ に対して

$$(1.9) \quad \Omega = (X, Z) \begin{pmatrix} \Gamma & 0 \\ 0 & \Delta \end{pmatrix} \begin{pmatrix} X' \\ Z' \end{pmatrix},$$

なる形で表現されることである (Rao (1967))。 (1.9) で記述される Ω の構造をラオの共分散構造 (Rao's covariance structure) と呼ぶ。

ラオの共分散構造 (1.9) は厳しい条件であり、応用上その成立を仮定出来るのは稀である。(1.9) が不成立であれば、等式 (1.7) は勿論のこと不成立である。

ここで生じる疑問は、等式 (1.7) の不成立の程度が大となるに従って、 Ω の構造はラオの共分散構造からどのような形で乖離するのかという問題である。

本章では、等式 (1.7) の不成立の程度を評価する規準として、

$$(1.13) \quad \text{rank Cov}(\hat{\beta}(I_n) - \hat{\beta}(\Omega)) \equiv v$$

を採用する。(1.13) の v は $0 \leq v \leq k$ なる整数値であり、 $v=0$ と等式 (1.7) が成立することとは同値である。 q を $0 \leq q \leq k$ なる整数とし、

$$(1.14) \quad v = k - q$$

が成立するための必要十分条件となる Ω の構造を導出する問題が本章の主題である。先行研究が $q=k$ の場合のみを議論しているのに対して、本論文は $0 \leq q \leq k$ の場合に対する結果を与えており、ここに本論文のオリジナリティーが存在する。 v の値と Ω の構造との間には簡明な関係が存在することが明らかとなる。この問題は §2 で議論する。結果は、 β と σ^2 との同時推定問題に拡張される。さらに、モデルが GMANOVA (General Multivariate Analysis of Variance) モデルの構造

を持つ場合への応用も議論する。

本章では、 v の値を、与えられた Ω の下でのOLSEのGMEに対する相対効率と見做す立場に立つ。相対効率として v を用いることのメリットの1つは、モデル(1.1)に特殊な構造が仮定された場合、 v の値が未知の Ω に依存しないことである。SUR (Seemingly Unrelated Regression) モデル、系列相関モデル、2方程式不等分散モデル等がこれに該当する。この問題は§3で考察する。

§4では、§2で得られた結果を、線形制約付モデル、線形制約付GMANOVAモデル、線形制約付MANOVAモデルへ拡張する。

§2 OLSEの効率性

モデル(1.1)の下で、次式が成立する。

$$(2.1) \quad \begin{aligned} \text{Cov}(\hat{\beta}(I_n) - \hat{\beta}(\Omega)) \\ = \sigma^2 \{ (X'X)^{-1} X' \Omega X (X'X)^{-1} - (X' \Omega^{-1} X)^{-1} \} \equiv \sigma^2 V(\Omega, X). \end{aligned}$$

また、任意の $\Omega \in S^+(n)$ は次式のように表現出来る。

$$(2.3) \quad \Omega = (X, Z) \begin{pmatrix} \Gamma & \Xi \\ \Xi' & \Delta \end{pmatrix} \begin{pmatrix} X' \\ Z' \end{pmatrix}$$

ここに $\Gamma \in S^+(k)$, $\Delta \in S^+(n-k)$, $\Xi; k \times (n-k)$ 。

定理 1.2.1. $K = \min(k, n-k)$ と置く。(2.3)において次式が成立する。

$$(2.4) \quad \text{rank } V(\Omega, X) = \text{rank } \Xi$$

即ち、 $0 \leq q \leq K$ なる整数 q に対して $\text{rank } V(\Omega, X) = K - q$ が成立するための必要十分条件は、 Ω が、ある $\Gamma \in S^+(k)$, $\Delta \in S^+(n-k)$, $\Xi; k \times (n-k)$ に対して

$$(2.5) \quad \Omega = (X, Z) \begin{pmatrix} \Gamma & \Xi \\ \Xi' & \Delta \end{pmatrix} \begin{pmatrix} X' \\ Z' \end{pmatrix}$$

但し、 $\text{rank } \Xi = K - q$

と表現されることである。□

定理 1.2.1. において $q = K$ とすれば、Rao (1967)の結果に帰着する。(2.5)で記述される Ω の構造を以下GRCS ($K - q$)構造と呼ぶ。

次に、モデル(1.1)における β と σ^2 の同時推定問題を考える。 σ^2 のGME $s^2(\Omega)$ を次式で定義する。

$$(2.7) \quad s^2(\Omega) = (y - X\hat{\beta}(\Omega))' \Omega^{-1} (y - X\hat{\beta}(\Omega)) / (n - k),$$

Kariya (1980) は、 $\hat{\beta}(I_n) \equiv \hat{\beta}(\Omega)$, かつ $s^2(I_n) \equiv s^2(\Omega)$ が成立するための必要十分条件を導出している。この結果の拡張として次の定理を得る。

定理 1.2.2. $0 \leq q \leq K$ なる整数 q に対して

$$(2.21) \quad \text{rank } V(\Omega, X) = K - q, \text{ かつ } s^2(\Omega) \equiv s^2(I_n)$$

が成立するためには、 Ω が GRCS ($K - q$) 構造を持ち、さらに $\Delta = (Z'Z)^{-1}$ であることが必要十分である。□

上記の定理 1.2.1. と定理 1.2.2. は、GMANOVA モデルにおける推定問題へ応用可能である。本論文の系 1.2.1. 及び系 1.2.2. を参照されたい。

§3 誤差項の共分散行列が特殊な構造を持つモデルへの応用

本節では SUR モデル、不等分散モデル、系列相関モデルへの応用を議論する。上記モデルの下で $\text{rank } V(\Omega, X)$ を具体的に導出し、それらが未知パラメータに依存しないことを示すのが本節の目的である。本要旨では主に SUR モデルを取り上げる。

例 1 SUR モデル

N 方程式 SUR モデルはモデル (1.1) において、

$$(3.5) \quad \begin{aligned} y &= (y_1', \dots, y_N')', X = \text{diag}\{X_1, \dots, X_N\}, \\ \beta &= (\beta_1', \dots, \beta_N')', \varepsilon = (\varepsilon_1', \dots, \varepsilon_N')', \\ \Omega &= \Sigma \otimes I_m, \Sigma = (\sigma_{ij}) \in S^+(N), \sigma^2 = 1 \end{aligned}$$

ここに $y_j; m \times 1, X_j; m \times k_j, \varepsilon_j; m \times 1, \beta_j; k_j \times 1, n = Nm, k = \sum_{j=1}^N k_j$ なる構造が仮定されたものである。 $\hat{\beta}(I_N \otimes I_m) \equiv \hat{\beta}(\Sigma \otimes I_m)$ が成立するための必要十分条件は、 $L(X_1) = \dots = L(X_N)$ が成立することである (Kariya (1981a))。定理 1.2.1. を応用してこの結果を拡張することが例 1 の目的である。

Z_j を $X_j'Z_j = 0, \text{rank } Z_j = m - k_j$ なる任意の $m \times (m - k_j)$ 行列とする ($j = 1, \dots, N$)。このとき、次の命題が成立する。

命題 1.3.1. $\sigma_{ij} \neq 0 (i, j = 1, \dots, N)$ のとき次式が成立する。

$$(3.10) \quad \text{rank } V(\Sigma \otimes I_m, X) = \sum_{j=1}^N \text{rank } X_{(j)'} Z_j$$

ここに $X_{(j)} = (X_1, \dots, X_{j-1}, X_{j+1}, \dots, X_N)$ と置く ($j=1, \dots, N$). \square

右辺は回帰行列 X のみに依存し, 未知パラメータ Σ を含まないことに注意する. 先行研究に比べた我々の結果のメリットは, 任意の X_1, \dots, X_N に対しても一定の結論が得られることである. 上記の命題から分かることは, 各回帰行列が共通に張る部分空間の次元が大となるに従って $\text{rank } V(\Sigma \otimes I_m, X)$ の値が小となることである. 即ち, v の意味で OLSE の相対効率が高くなることである.

モデル (1.1) において, 誤差項の共分散行列 $\sigma^2 \Omega$ が

$$(3.13) \quad \Omega \text{ または } \Omega^{-1} = I_n + \theta A$$

ここに A は $\theta \in R^1$ に依存しない既知対称行列

なる構造を持つモデルに対しても同様の考察が可能である.

命題 1.3.2. 誤差項の共分散行列 $\sigma^2 \Omega$ が (3.13) の構造を持つとき,

$$(3.14) \quad \text{rank } V(\Omega, X) = \begin{cases} \text{rank } X'AZ & (\theta \neq 0 \text{ のとき}) \\ 0 & (\theta = 0 \text{ のとき}) \end{cases}$$

が成立する. \square

命題 1.3.2. は, 級内相関構造モデル, 誤差項が AR (1) 過程によって生成されるモデルの近似モデル, 循環系列相関構造モデル, 2 方程式不等分散モデルに応用可能である. 本論文 §3 の例 2~4 を参照されたい.

§4 線形制約付モデルへの拡張

§2 で導出された定理 1.2.1. を線形制約付モデルへ拡張する. モデル (1.1) における係数ベクトル β に, 次の線形制約を追加したものを考察する.

$$(4.1) \quad R'\beta = \gamma$$

ここに $R; k \times r, \text{rank } R = r, \gamma; r \times 1$.

このモデルにおける β の RGME (Restricted GME) $\tilde{\beta}(\Omega)$ を次式で定義する.

$$(4.2) \quad \tilde{\beta}(\Omega) = \hat{\beta}(\Omega) - H_0^{-1}R(R'H_0^{-1}R)^{-1}(R'\hat{\beta}(\Omega) - \gamma)$$

ここに $H_0 = X'\Omega^{-1}X$.

W を, $R'W=0, \text{rank } W = k-r$ なる任意の $k \times (k-r)$ 行列とし, Z を, $W'X'Z=0, \text{rank } Z = n-k+r$ なる任意の $n \times (n-k+r)$ 行列とする.

§4 では、次の規準

$$(4.5) \quad \text{Cov}(\tilde{\beta}(I_n) - \tilde{\beta}(\Omega)) \equiv \sigma^2 \tilde{V}(\Omega, X; R)$$

に基づいて、§2 の結果を拡張する。これについては次の定理が成立する。

定理 1.4.1. 線形制約 $R'\beta = \gamma$ の下で、

$$(i) \quad \text{rank } \tilde{V}(\Omega, X; R) \leq k-r$$

が成立する。

(ii) $K_* = \min(k-r, n-k+r)$ と置く。 $0 \leq q \leq K_*$ なる整数 q に対して、

$$(4.8) \quad \text{rank } \tilde{V}(\Omega, X; R) = K_* - q$$

が成立するための必要十分条件は、 Ω が、ある $\Gamma \in S^+(k-r)$, $\Delta \in S^+(n-k+r)$, $\Xi; (k-r) \times (n-k+r)$ に対して

$$(4.9) \quad \Omega = (XW, Z) \begin{pmatrix} \Gamma & \Xi \\ \Xi' & \Delta \end{pmatrix} \begin{pmatrix} W'X' \\ Z' \end{pmatrix}$$

但し、 $\text{rank } \Xi = K_* - q$

と表現されることである。□

$q = K_*$ と置けば Kariya (1985) の結果に帰着する。上の議論は、線形制約付 GMANOVA モデル、線形制約付 MANOVA モデルへ応用可能である。本論文の系 1.4.1. 及び定理 1.4.2. が結果を与えている。

第2章 GLSE の共分散行列の上界

§1 問題の設定と背景

本章では線形回帰モデル (1.1) における係数ベクトル β の一般化最小 2 乗法に基づく推定問題を議論する。誤差項 ε の分布に正規性を仮定する。 $\sigma^2 = 1$ とし、 Ω は未知パラメータ $\theta \in R^d (d < n)$ の関数として $\Omega = \Omega(\theta) \in S^+(n)$ と表現されるものとする。モデル (1.1) における係数ベクトル β の一般化最小 2 乗推定量 GLSE (Generalized LSE) を次式で定義する。

$$(1.3) \quad \hat{\beta}(\hat{\Omega}) = (X'\hat{\Omega}^{-1}X)^{-1}X'\hat{\Omega}^{-1}y$$

ここに $\hat{\Omega} = \Omega(\hat{\theta})$, $\hat{\theta}$ は θ の推定量とする。

本章では §2 を除いて、次の条件を満足する GLSE に考察を限定する。

(1.4) $\hat{\Omega}$ が与えられたときの $\hat{\beta}(\hat{\Omega})$ の条件付分布は
正規分布 $N(\beta, H)$ である.

ここに $H \equiv H(\hat{\Omega}, \Omega) = (X'\hat{\Omega}^{-1}X)^{-1}X'\hat{\Omega}^{-1}\Omega\hat{\Omega}^{-1}X(X'\hat{\Omega}^{-1}X)^{-1}$ と置く.

条件 (1.4) を満足する GLSE のクラスを C で表す.

GLSE $\hat{\beta}(\hat{\Omega})$ の条件付共分散行列 H は一般に y に関して非線形であり, $E(H)$ の評価は容易ではない. 本章では直接的な評価を避け,

$$(1.9) \quad E(H) \leq \alpha(\hat{\Omega}, \Omega) \text{Cov} \hat{\beta}(\hat{\Omega}) \equiv \alpha(\hat{\Omega}, \Omega) A^{-1}$$

ここに $\alpha(\hat{\Omega}, \Omega)$ は $H \equiv H(\hat{\Omega}, \Omega)$ によって定まる非確率的なスカラーなる形で, $E(H) = \text{Cov} \hat{\beta}(\hat{\Omega})$ の $A^{-1} = \text{Cov} \hat{\beta}(\Omega)$ に対する相対的上界を導出する問題を考える. この定式化は Kariya (1981) による. Kariya (1981) の提案した上界は, 条件付共分散行列 H の最小上界 $a_l(\hat{\Omega}, \Omega)$ の期待値

$$(1.12) \quad a_l(\hat{\Omega}, \Omega) \equiv E[a_l(\hat{\Omega}, \Omega)]$$

である. ここに $a_l(\hat{\Omega}, \Omega)$ が最小であるとは, 全ての X に対して

$$(1.11) \quad H(\hat{\Omega}, \Omega) \leq a(\hat{\Omega}, \Omega) A^{-1}$$

を成立せしめる $a(\hat{\Omega}, \Omega)$ の中で最小という意味である.

Kariya (1981) は, モデル (1.1) が2方程式 SUR モデルの構造, 及び2方程式不等分散モデルの構造を持つ場合を扱い, 前者のモデルにおいては無制約 Zellner-推定量 UZE (Unrestricted Zellner E), 後者のモデルにおいては代表的な1つの GLSE の上界を導出した. Kariya (1981) において, 一般の場合, 即ちモデルに特殊な構造を仮定しない場合は考察されていない. また, 上記2モデルが3以上の方程式を持つ場合も考えられていない. 本論文では, オリジナルな結果としてモデルに特殊な構造を仮定しない一般の場合を考察し, クラス C に属する任意の GLSE の上界を導出する (§3). 加えて, この結果を N 方程式 SUR モデル, N 方程式不等分散モデルに応用する (§4, 5).

§2 系列相関モデルにおける GLSE の効率性

本節における筆者の結果は定理 2.2.1. のみであり, その重要性も相対的に低い
ため省略する.

§3 GLSE の共分散行列の上界

本節は§1で導入されたモデル (1.1) において、回帰行列 X と誤差項の共分散行列 Ω とに特殊な構造を仮定しない一般の場合を考え、任意の GLSE $\hat{\beta}(\hat{\Omega}) \in C$ の上界 $\alpha_l(\hat{\Omega}, \Omega)$ を導出する。

$$(3.6) \quad P = P(\hat{\Omega}, \Omega) = \Omega^{-1/2} \hat{\Omega} \Omega^{-1/2}$$

と置き、 $0 < \pi_1 \leq \dots \leq \pi_n$ を $P = P(\hat{\Omega}, \Omega)$ の固有値とする。次の補助定理は、任意の $\hat{\beta}(\hat{\Omega}) \in C$ の条件付共分散行列 $H(\hat{\Omega}, \Omega)$ の最小上界の一般的表現を与える。

補助定理 2.3.1. 任意の $\hat{\beta}(\hat{\Omega}) \in C$ に対して $a_0(P) = \frac{(\pi_1 + \pi_n)^2}{4\pi_1\pi_n}$ と置くと、次式が成立する。

$$(3.14) \quad a_l(\hat{\Omega}, \Omega) = a_0(P). \quad \square$$

$a_0(P)$ は $\pi_n/\pi_1 (\geq 1)$ の単調増加関数であり、 $a_0(P) \geq 1$ である。 $a_0(P)$ が最小値 1 を取るのは、 $\pi_1 = \pi_n$ 、即ち $P = \gamma I_n (\gamma > 0)$ 、即ち $\hat{\Omega} = \gamma \Omega (\gamma > 0)$ なるときである。従って $a_0(P)$ は π_n/π_1 のみを通して P の等方性を評価する 1 つの規準であり、GLSE $\hat{\beta}(\hat{\Omega})$ の中の Ω の推定量 $\hat{\Omega}$ を選択するための 1 つの損失関数と解釈出来る。

定理 2.3.1. 任意の GLSE $\hat{\beta}(\hat{\Omega}) \in C$ に対して次が成立する。

$$(3.20) \quad \alpha_l(\hat{\Omega}, \Omega) = E[a_0(P)] = E[(\pi_1 + \pi_n)^2 / 4\pi_1\pi_n]. \quad \square$$

$\hat{\beta}(I_n) \in C$ なることから、OLSE の上界も同様に得られる (系 2.3.1.)。

(3.20) で得られた上界を実際に評価するのは、一般に容易ではない。我々は、 $E[a_0(P)]$ よりは大であるが、計算が容易な上界を導出する。

補助定理 2.3.2.

$$(3.24) \quad a_1(P) = \left\{ \frac{1}{n} \sum_{j=1}^n \pi_j / \prod_{j=1}^n \pi_j^{1/n} \right\}^n = \frac{(trP)^n}{n^n |P|}.$$

と置くと、任意の $P \in S^+(n)$ に対して

$$(3.24) \quad a_0(P) \leq a_1(P)$$

が成立する。ここに等号成立の必要十分条件は、次式が成立することである。

$$(3.25) \quad \pi_2 = \dots = \pi_{n-1} = (\pi_1 + \pi_n) / 2. \quad \square$$

補助定理 2.3.2. より次の定理を得る。

定理 2.3.2. 任意の $\beta(\Omega) \in C$ に対して次式が成立する.

$$\alpha_i(\Omega, \Omega) \leq E[a_i(P)] = E\left[\left(\frac{1}{n} \sum_{j=1}^n \pi_j\right) / \prod_{j=1}^n \pi_j\right]. \quad \square$$

$a_0(P)$ と同様に $a_i(P)$ も P の等方性の規準と解釈出来る.

§4 N 方程式 SUR モデルへの応用

§3の結果を N 方程式 SUR モデルに応用し, Kariya (1981) の結果を拡張することが本節の主題である. N 方程式 SUR モデルの定義は本要旨第1章の (3.5) にある. UZE $\hat{\beta}_{ZE}$ は

$$\hat{\beta}_{ZE} = \hat{\beta}(S \otimes I_m)$$

なる GLSE である. ここに S は, パラメータ Σ , 自由度 $q = m - \text{rank}(X_1, \dots, X_N)$ の N 次元 ウィンシャート (Wishart) 分布に従うランダム行列である. $W = \Sigma^{-1/2} S \Sigma^{-1/2}$ と置き, $w_1 \leq \dots \leq w_N$ を W の固有値とすれば次式が成立する.

$$(4.2) \quad \alpha_i(S \otimes I_m, \Sigma \otimes I_m) = E[a_0(W \otimes I_m)] = E[(w_1 + w_N)^2 / 4w_1w_N]$$

(4.2) の評価には, ソーナル多項式が必要である. k, p を整数とし, k の p を超えない分割 κ を $\kappa = (k_1, \dots, k_p) \equiv \kappa(k, p)$ と表す. Λ を非負値定符号行列とし, 分割 $\kappa = \kappa(k, p)$ に対応する Λ のソーナル多項式を $C_\kappa(\Lambda)$ で表す. 多変量ガンマ関数を $\Gamma_p(x)$, 分割 $\kappa = \kappa(k, p)$ に対応する多変量ガンマ関数を $\Gamma_p(x; \kappa)$ と表す. また, 超幾何係数を $(a)_p$, 分割 $\kappa = \kappa(k, p)$ に対応する一般化超幾何係数を $(a)_\kappa$ と表す. $B(\cdot, \cdot)$ はベータ関数とする.

UZE の上界 $\alpha_i(S \otimes I_m, \Sigma \otimes I_m)$ は次の定理のように評価される.

定理 2.4.1. $q > N + 1$ とする.

$$(4.7) \quad C_0(N, q) = \frac{\pi^{2N-2} \Gamma_{N-2}((N-2)/2) \Gamma_{N-2}((N+1)/2)}{4N^{Na/2} \Gamma_N(N/2) \Gamma_N(q/2)}$$

と置く. このとき次式が成立する.

$$(4.8) \quad \alpha_i(S \otimes I_m, \Sigma \otimes I_m) = C_0(N, q) \sum_{k=0}^{\infty} \frac{\Gamma(Nq/2+k)}{N^k k!} \sum_{\eta=0}^2 a_\eta \sum_{r=0}^{\infty} \\ \times \sum_{\rho} \binom{N-q+1}{2} B\left(\frac{(N-1)(N+2)}{2} + k + \eta + r, \frac{q-N-1}{2}\right) \frac{1}{r!} \sum_{s=0}^k \binom{k}{s}$$

$$\times \sum_{\sigma} \sum_{\tau} g_{\rho\sigma}^r \frac{\Gamma_{N-2}((N+1)/2; \tau)}{\Gamma_{N-2}(N+1; \tau)} C_{\tau}(I_{N-2})$$

ここに, ρ, σ, τ は

$$\rho = \rho(r, N-2), \sigma = \sigma(s, N-2), \tau = (r+s, N-2)$$

なる分割とする. $g_{\rho\sigma}^r$ は, 次式で定まる実数とする.

$$(4.9) \quad C_{\rho}(A)C_{\sigma}(A) = \sum_{\tau} g_{\rho\sigma}^r C_{\tau}(A).$$

また, $(a_0, a_1, a_2) = (4, -4, 1)$ と置く. \square

$N=3$ の場合, 即ち 3 方程式 SUR モデルにおいては, ゾーナル多項式を含まない, より簡単な表現を得ることが出来る.

定理 2.4.2. $N=3, q>4$ とする. このとき次式が成立する.

$$(4.25) \quad \alpha_l(S \otimes I_m, \Sigma \otimes I_m) = C_1(q) \sum_{k=0}^{\infty} \frac{\Gamma(3q/2+k)}{3^k k!} \\ \times \sum_{\eta=0}^2 a_{\eta} \frac{\Gamma(k+\eta+5)}{\Gamma(q/2+k+\eta+3)} \sum_{s=0}^k \binom{k}{s} \frac{\Gamma(s+2)}{\Gamma(s+4)} \\ \times \sum_{j=0}^{\infty} \frac{(-q/2+2)_j (k+\eta+5)_j (s+2)_j}{(q/2+k+\eta+3)_j (s+4)_j j!}$$

ここに

$$(4.26) \quad C_1(q) = \pi^{9/2} \Gamma(q/2-2) / 4 \cdot 3^{3q/2} \Gamma_3(3/2) \Gamma_3(q/2). \quad \square$$

上界の値は極めて煩雑であるが, 定理 2.3.2. を用いると次の不等式が得られる. 右辺の値は十分に簡明である.

定理 2.4.3. $q>N+1$ のとき次の不等式が成立する.

$$(4.32) \quad \alpha_l(S \otimes I_m, \Sigma \otimes I_m) \leq \prod_{j=1}^{N-1} \left(1 + \frac{[(N-2)/N]j+2}{q-j-2} \right)$$

さらに $q \rightarrow \infty$ なるとき

$$(4.33) \quad \alpha_l(S \otimes I_m, \Sigma \otimes I_m) \rightarrow 1$$

が成立する. \square

§5 N 方程式不等分散モデルへの応用

本節ではモデル (1.1) に N 方程式不等分散モデルの構造を仮定した場合を考察

し、このモデルに対する1つの典型的なGLSEの上界を導く。定理2.3.1.に基づく上界を導出することは困難であるため、定理2.3.2.に基づく上界の明示的表現を与える。加えて標本数を無限大としたときの上界の極限が1であることを示す。本論文定理2.5.1.がその結果を与えている。

要旨における参考文献(論文題目省略)

Kariya, T. (1980) *Jour. Amer. Statist. Assoc.*, 75, 701-703

————— (1981) *Jour. Amer. Statist. Assoc.*, 76, 975-979

————— (1981a) *Annals of Statistics*, 9, 381-390

————— (1985) *Testing in the Multivariate General Linear Model*, Kinokuniya, Tokyo

Kurata, H. and Kariya, T. (1994) accepted by "*Annals of Statistics*"

Rao, C. R. (1967) *Fifth Berk. Symp. Math. Statist. Prob.*, 1, 355-372

〔博士論文審査要旨〕

論文題名 線形回帰モデルにおける GLS 推定論

論文審査委員 刈屋武昭
高橋一
田中勝人
早川毅
山本拓

論文構成

- 序章 本論文の構成
- 第1章 OLSE の効率性
- 第2章 GLSE の共分散行列の上界
- 結び

本論文は、計量経済学における重要な基本問題の1つである線形回帰モデルの推定量の効率性の問題を理論的に取扱う。周知のように線形回帰モデルにおいて、誤差項の分散行列が単位行列の定数倍という等方性 (sphericity) の仮定を満たさない場合、一般に通常の最小2乗推定量 (Ordinary Least Squares Estimator 以下 OLSE と略) は最良線形不偏推定量ではない。その場合、もし分散行列が定数倍を除く範囲で既知であれば、一般化最小2乗推定量 (Generalized Least Squares Estimator 以下 GLSE と略) が最良線形不偏推定量である。一般に分散行列は未知であるが、経済回帰モデルの誤差項の分散行列は少数のパラメータの関数として特定の構造をもつことが多く、通常は OLSE 残差から分散行列を推定する。本論文では、誤差項の分散行列は一般に未知として、OLSE 残差に基づく分散行列を用いた一般化最小2乗法による推定量を GLSE と定義する。この GLSE は、分散行列が推定されているために非線形推定量である。これに対して、この GLSE の中の推定された分散行列を「真」の分散行列で形式的におきかえたものをガウス-マルコ

フ推定量 (Gauss-Markov Estimator 以下 GME と略) と定義するが, それは未知パラメータを含むため GME は通常の意味での推定量ではない. この GLSE と GME の定義に基づいて本論文は線形回帰推定論における 2 つの基本問題

(1) OLSE の GME に対する相対的効率性の問題 (第 1 章)

(2) GLSE の GME に対する相対的効率性の問題 (第 2 章)

を扱い, それぞれに対して重要な理論的結果を導出する. これらの結果は, これまで多くの蓄積がなされてきた回帰分析全体からみても, 大きな貢献であると評価される. 以下具体的にこの論文で得られた結果を紹介し, 評価する.

1 OLSE の GME に対する効率性

OLSE の効率性の問題を扱う第 1 章は 4 節からなる. OLSE の効率性を議論する場合, 比較対象となるのが GME である. それは GME の分散行列が, 線形不偏推定量の分散行列に対して非負値定符号の意味で下限をなすからである (ガウス-マルコフの定理). これまでこの OLSE の GME に対する相対的効率性を評価する場合, その効率性の測度として 2 つの推定量の一般化分散 (分散行列の行列式) の比などの 1 次元的測度が用いられてきた. これらの測度は, その 1 次元性のため誤差項の分散行列の構造と回帰行列の構造の関係と効率性との関係を明らかにすることができず, 実際的に有効な測度となっていないといえよう. 実際, OLSE と GME が恒等的に等しくなるための必要十分条件は, 誤差項の分散行列の構造と回帰行列の構造の関係として与えられるが, これらの 1 次元的測度はその関係についての情報を提供せずに効率 100% と評価するにすぎない. そこでこの論文では, OLSE と GME が恒等的に等しくなるための必要十分条件の 1 つである C. R. Rao の誤差項の分散行列の構造を核として, OLSE の GME からの乖離を評価することを狙う. その乖離を測る測度として, OLSE と GME の差の分散行列のランク

$$v = \text{rank Var}(\text{OLSE} - \text{GME})$$

を採用する. このランクが 0 の場合が OLSE と GME が恒等的に等しい場合で, ランクが大きいと OLSE の GME からの構造の乖離があることになる. すなわち回帰係数ベクトルの次元を k とすると, このランクが v のとき, k 個の OLSE のうち $(k-v)$ 個は本質的に (適当な線形変換のもとでは) GME に恒等的に等しいことを意味する. またこのランクの値を回帰係数の次元との対比において $(k-$

$v)/k$ なる測度も提案している。

著者は、2節で OLSE と GME の差の分散行列のランクが v であるための必要十分条件を、C. R. Rao の誤差項の分散行列の構造を拡張した表現形式として与えている。この条件を以下では GRCS (v) 条件 (GRCS は Generalized Rao's Covariance Structure の略) とよぶ。これが本章の基本的結果であり、OLSE と GME の恒等条件問題の一般化ともみなされる。この結果はこれまでこの分野で数多くの研究がなされてきたが、この形のブレーク・スルーはなく、大きな貢献と評価される。しかしこのランクによる OLSE の効率性の評価は、OLSE のいくつかは GME から乖離していることを示すものの、乖離の度合を示すものではない。それを考察するためには、OLSE と GME の差の分散行列の固有値に注目する必要があるが、本論文ではこの方向の議論はない。著者には今後この方向への展開も期待される。

2節の後半では、誤差項の分散行列が $\sigma^2\Omega$ の形をしているときの σ^2 と回帰係数の同時推定問題を扱う。 σ^2 の推定量としては Ω が既知であるとしたときの GM 型推定量と、実際には Ω が未知であるので $\Omega=I$ としたときの OLS 型推定量を扱う。そして σ^2 の GM 型推定量と OLS 型推定量に関する Kariya (1980) の結果を拡張し、回帰係数の OLSE と GME の差の分散行列のランクが v で、かつ σ^2 の OLS 型推定量と GM 型推定量が恒等的に等しいための必要十分条件を Ω の具体的構造として与えている。この結果も応用上重要である。

2節ではさらに議論を多変量回帰モデルとしての一般多変量分散分析モデル (General Multivariate Analysis of Variance Model 以下 GMANOVA モデルと略) に拡張し、誤差項行列の GRCS (v) 条件を導出する。ここでは特定な回帰構造にからむ Ω の構造が明らかにされる。また σ^2 との同時推定問題に対する結果も導出する。

3節では、回帰モデルの誤差項の分散行列 $\sigma^2\Omega$ が特定な構造をもつ場合として、経済モデルとして重要な見かけ上無関係な回帰モデル (Seemingly Unrelated Regression Model 以下 SUR モデルと略)、不等分散モデル、Anderson 型 1 次系列相関モデルを扱い、これらに対する GRCS (v) 条件を導出する。重要な点は、これらのモデルでは OLSE と GME の差の分散行列のランク v は、未知パラメータに依存せず、与えられた回帰行列の形からランクの意味での OLSE の効率性が確定することである。この結果は、これまで多くの著者が OLSE の GME に対する

効率性の問題で見落としていた視点を埋めるだけでなく、実際にランクが既知のものからのみ計算され、ランクの意味での OLSE の GME からの乖離が測定される。

これらのモデルでは、OLSE 残差に基づいて誤差項の分散行列が推定されるため、GLSE の GME に対する効率性もその差の分散行列のランクで定義可能である。しかし著者も述べているように、GLSE の非線形構造のため推定量の差の分散行列のランクは回帰行列だけできまらないだけでなく、フルランクの可能性もある。従ってランクのみに注目した効率性の定義が限界をもつこととなり、分散行列の固有値を考慮した効率性の定義が必要となろう。しかしその場合でも、GLSE の非線形構造のために明示的な評価は困難であるかもしれない。従って GLSE の効率性の評価問題は、2章でとる上界アプローチが1つの解決策となる。

4節では制約付線形回帰モデルにおける GRCS (ψ) 条件を求める。そしてそれを GMANOVA モデルに応用する。この節の結果は、2節の結果の直接的な拡張である。

2 GLSE の GME に対する効率性

2章では GLSE の GME に対する相対効率の評価問題を扱う。2章は5節からなる。一定の条件のもとで非線形推定量である GLSE の分散行列の下限は、GME の分散行列であることが知られている。従って OLSE の場合と同様に GLSE の比較対象は GME である。2章では誤差項に正規分布が仮定される。1節では統一的視点から GLSE の効率性問題を展開する狙いから、OLSE の残差を与えたときの GLSE の条件付分布が正規分布である GLSE のクラスを仮定する。このクラスは、SUR モデル、不等分散モデルの通常の GLSE を含んでいる。この場合でも通常の1次元効率性の測度は、誤差項の分散行列の構造と回帰行列の構造の関係を不明にする。効率性の定義としては Kariya (1981) の定義を拡張し、非負値定符号の意味での分散行列についての不等式

$$(\text{GLSE の条件付分散行列}) \leq a \text{Var}(\text{GME})$$

における a の下限 α_1 の期待値 α_1 で効率性を定義する。Var(GME) は GME の分散行列を示す。明らかに $\alpha_1 \text{Var}(\text{GME})$ は、GLSE の条件付分散の最小上界であり、 α_1 は

$$\text{Var}(\text{GLSE}) \leq \alpha \text{Var}(\text{GME})$$

を満たす α の 1 つである。 α を GLSE の分散行列の (GME の分散行列に関する) 上界とよぶ。しかし a_i が導出されても $\alpha_i = E[a_i]$ は一般に複雑であるため、本論文では α_i よりも大きい上界を用いた GLSE の効率性も評価している。1 節では、これらの定義と洞察力をもった議論に加えて、これまでの文献のサーベイをしている。また 2 節では、本章の仮定を満たさない系列相関の場合のサーベイを行っている。

3 節以下が本論文の重要な貢献である。まず 3 節では、上に述べた仮定以外特別なモデルを仮定せずに、条件付分散行列の最小上界 a_i を導出する。この a_i は、GLSE で用いる分散行列 Ω の推定値 $\hat{\Omega}$ を用いて

$$P = \Omega^{-1/2} \hat{\Omega} \Omega^{-1/2}$$

とおくと、 P の等方性を測る 1 つの測度となる。実際 a_i は、 P の固有値を $0 < \pi_1 \leq \dots \leq \pi_n$ とすると

$$a_i = (\pi_1 + \pi_n)^2 / 4\pi_1\pi_n$$

で与えられる。この結果の証明は、条件付分散行列の直交変換に対するいくつかの共変関係からカントロビッチ不等式関係の導出というプロセスを経る。見事な証明であると同時に、この結果は条件付正規性をもつ任意の GLSE に対して適用可能性をもつ。OLSE もその 1 つである。明らかに最小上界 a_i は P の等方性を測る測度であり、 $\pi_1 = \pi_n$ のとき 1 となり、GLSE の条件付分散行列が (殆ど至るところで) GME の分散行列と等しくなる。従って最小上界 a_i は、 Ω の推定量 $\hat{\Omega}$ を選択する上での損失関数として機能する。しかし a_i は、固有値の最大値と最小値のみ関数であるため、その期待値 $\alpha_i = E[a_i]$ の明示的な計算は一般に難しい。従って著者は代替的な上界として π_1 について対称な測度

$$a_i = (\text{tr}P)^n / (n^n |P|) = \left\{ \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n \pi_i / \prod_{i=1}^n \pi_i^{1/n} \right\}^n$$

を提案する。 $n=2$ の場合 $a_i = a_1$ であるが、 $n \geq 3$ の場合 $a_i \leq a_1$ である。 a_1 も P の等方性を測る測度である。この測度の期待値 $\alpha_1 = E[a_1]$ は比較的簡単に導出されるので応用上重要である。

4 節では 3 節で得られた一般的な結果を N 方程式 SUR モデルに適用する。SUR モデルの GLSE としては Zellner 推定量を用いる。その場合の最小上界 a_i は、ある $N \times N$ 標準ウィシャート行列 W の固有値 $w_1 \leq \dots \leq w_N$ を用いて

$$a_i = (w_1 + w_N)^2 / 4w_1w_N$$

で与えられる。 $N=2$ の特別な場合は、Kariya (1981) が導出しているように $a_i = E[a_i]$ は簡単な式で表現されるが、 $N \geq 3$ に対しては a_i は一般にゾーナル多項式を伴った評価式となる。著者はこれを明示的に導出する。この結果は、その複雑性のゆえに実際的でないが、理論的な最小上界の期待値評価として重要である。 $N=3$ の場合、ゾーナル多項式評価を避けることができることを示しているが、依然として複雑である。そこで著者はもう1つの上界 $a_i = E[a_i]$ を評価する。この結果はきわめて簡単で、各 N に対して直接計算可能である。重要な点は、これらのすべての評価式は未知パラメータに依存せず、効率が N と自由度のみで決まる点である。またこれらの評価式で、サンプル数を増加させると $1 \leq a_i \leq a_1 \rightarrow 1$ となることが示される。さらに OLSE に対する α_b, α_1 も導出されている。本節の貢献は、一般の N 方程式 SUR モデルにおいて α_b, α_1 を導出している点であり、 $N \geq 3$ のとき $\alpha_1 > a_1$ であるため新しい上界 α_1 の導入が意味をもっている。

5節では3節の結果を N 方程式不等分散モデルに応用する。4節の場合と同様に a_i の評価を狙うが、閉じた形で導出することができないため、 α_1 の評価を明示的に与えている。また OLSE の α_b, α_1 を与えている。

以上を要約すると、本論文は、OLSE の GME に対する効率性の評価問題に対しては、OLSE と GME の差の分散行列のランクを効率性の定義として与え、そのランクが v となる必要十分条件を GRCS (v) 条件として与えた。そしてそれを具体的モデルに応用した。この結果は、その問題設定を含めて著者の独創性によるもので、重要な結果と評価される。また2章の GLSE の効率性の評価問題では、これまで個別モデル毎に評価されていたものを抽象化し、一般的な状況設定の中で GLSE の条件付分散の上界問題としてその具体的評価式を導出したことは、これまた高く評価される。加えて SUR モデル、不等分散モデルでの具体的評価も重要な結果である。

審査員は、以上の評価と口述試験の結果に基づいて、倉田博史氏に一橋大学博士(経済学)の学位を授与するのが適当であるとの結論に達した。

平成8年5月8日

〔博士論文要旨〕

シカゴ黒人ゲトー成立の社会史

竹 中 興 慈

序章

全米を改革の嵐に巻き込んだ公民権運動は1964年の公民権法となって結実したが、この画期的な法律制定後30年を経た現在、アンダークラスとよばれる「本当に不利益を被っている人びと」が存在していることが明らかになりつつある。1980年にはアメリカ合衆国の5大都市には貧困人口の半分近くが住み、しかもその大半は黒人によってしめられている。黒人たちは都市中心部の、いわゆるゲトーに居住し、厳しい差別と抑圧のもとにおかれている。本提出論文の課題は、まさにこの今日の黒人問題が集中的に現れている黒人ゲトーの形成史についてである。

第1部

第1章 黒人の北部移住

20世紀初頭まで、アメリカ黒人の大半は南部に住んでいた。しかし、1900年に南部居住黒人の割合ははじめて90%を割り、その後北部居住黒人の割合が高くなる。1910年から20年にかけて黒人人口の増加率100%以上の1都市を除くすべてが北部にあり、しかもそのうち7都市までが中西部の都市であった。少々誇張していえば、1910年代の黒人移住の主流はシカゴに向かっていたといえる。

1910年代以前の黒人の移動距離は短かった。しかし、1910年代にはシカゴの黒人は低南部諸州出身者が大幅に増加し、1930年には過半数に達している。つまり、シカゴからもっとも遠く離れた地域からの長距離の移住が行われている。その移住の原因は何か。

ひとつには南部農業の構造的な問題があった。南北戦争後、収穫前の綿花を担保

に借金をするクロープ・リーエン制と、労働力の確保をねらったシェア・クロッピング制のもとで低南部を中心に綿花栽培が行われていた。この制度のもとでは綿花以外の作物を作ることは許されず、土地の生産性は下がった。他方、綿花価格も下がる一方であった。1910年代には、この南部農業の窮状に綿花の害虫と洪水が追い打ちをかけ、綿花生産を大きく後退させ、綿花に見切りをつけ、労働力が少なくてすむ野菜栽培や食肉牛の飼育へと再編を行う農場も現れた。この生産調整で黒人シェアクロッパーは農場から追放され、北部へ移住したのである。また、北部への移住が大規模になってくると顧客を失った黒人の商人、医者、弁護士、牧師も北部へ向かった。しかし、これらはあくまでも南部側の事情であった。

第2章 シカゴにおける黒人就業構造の変化

北部側の事情をシカゴ黒人の就業構造からみると、シカゴ黒人の有業人口は6万5878人へと大きく増加し、その大部分は南部からの移住によるものであった。黒人男女がもっとも集中した部門は1910年も1920年も家事・個人サービスだったが、男女ともこの部門の比率は激減し、とくに男性は半減した。もっとも比率が増加した部門は工業で、男性の場合、1920年にはどの産業部門よりも多い。また、商業部門も比率は2倍以上になっている。

このような大きな変化は、ヨーロッパで勃発した第1次大戦によって引き起こされた。軍需景気が労働力不足をもたらしたうえに移民の流入が激減し、すでに来ていた移民も大量に帰国し、労働力不足がいっそう激化した。さらには合衆国の参戦で労働者が入隊すると労働力不足が一層深刻化した。このような急激な労働力不足の結果、南部黒人に目が向けられた。つまり、黒人の北部移住は、南部と北部の双方の事情によってもたらされたのであった。

シカゴの黒人たちは工業部門のなかでも半熟練と不熟練職に就いた。半熟練のなかでは食肉、レイバラー（不熟練）のなかでは鉄鋼、建設一般、食肉の伸びが著しい。1920年の黒人比では半熟練でもレイバラーの食肉が飛び抜けて高い。工業部門の統計をみている限り現れてこないが、商業部門の内容を詳しく検討すると重要なことが分かる。つまり、この部門で1910年代に、労働者数においても、黒人比においても、さらには部門内の集中度においても急激な伸びを示しているのがレイバラー（家畜置場）で、これは本来、食肉産業の1職種である。いま、商業部門のレイバラー（家畜置場）と工業部門のレイバラー（食肉）を合計すると、じつに

6546人という膨大な数になる。この数に半熟練の食肉を加えると、1920年には職に就いていた黒人の6人に1人が食肉産業に関係していたことになる。南部からシカゴへ移住してきた黒人たちの実態は都市化ということではとらえきれず、まさに食肉産業に集中した不熟練工業労働者化というべきものであった。

第3章 食肉産業の独占化と協調体制

黒人たちが大量に雇用されたシカゴの食肉産業は、1880年代以降、全米の食肉製品市場の支配を通して独占化を開始していた。その生産と総司令部の両方の役割で中枢機能を果たしたのがシカゴであった。その後、食肉独占間競争の激化のなかで供給過剰が起り、利潤率低下に直面して独占間協調が行われた。このように独占化を進めた食肉産業は、より高い利潤率を獲得するために、独占間競争がもっとも激しかった1880年代、90年代に大量の移民を導入し、その延長線上で迎えた第1次大戦期の労働力不足に対しては南部黒人を導入することで対応したのである。移民労働力と黒人労働力をアメリカ資本主義形成の源泉として利用することは、新大陸の植民地形成以来のアメリカの特質といえるが、資本主義体制の重要な画期である独占資本主義体制形成・確立期においてもこの点が極めて明確に、しかもより強調された形で現れているのである。まさに、シカゴ黒人ゲトーの形成は、アメリカ合衆国の歴史的特質とアメリカ資本主義の独占化が交錯する時点で生みだされた、あらたなアメリカの特質といえる。

第4章 食肉産業における黒人差別

1894年と1904年の食肉産業労働者のストライキの際、黒人が初めてスト破りという不幸な形で導入されて以来、食肉産業に雇用された黒人は様々な形の差別をうけた。その第1は雇用差別である。白人男性と比べて第1次大戦後黒人男性労働者数は確実に減少し、黒人の場合は冬季に繁忙期を迎え、夏期には最小限の労働力しか必要としないという季節性の落差がより鋭く現れた。すなわち、黒人の雇用の機会そのものにすでに差別が内在していたのである。

第2に作業部署や作業内容に関する差別である。かろうじて雇用された食肉産業13部門のうち、黒人が働いていたのは9部門にすぎず、そのうち5部門で白人よりむしろ黒人の方が多かった。これらの企業には約212の作業部署があったが、黒人はその約4分の1にしか就けず、それ以外の部署から排除されていた。黒人がまれに熟練職種に就いている場合は、汚れが激しかったり、作業スピードが大変速か

ったり、精神的につらい職種であった。黒人がもっとも多数就いていたのは、どの部門においてもレイバラーで、この不熟練職種でも黒人が白人よりも多数就いている場合はきまって、汚れがひどかったり、水作業や体力を消耗する部署であった。不熟練職種は一般的に長時間労働であるが、黒人の場合、そのなかでもさらに長時間労働の部署が多かった。反対に、比較的きれいな作業部門から黒人はほとんど排除されていた。

第3は昇進差別である。移民も不熟練労働に就いていたが、黒人は、移民労働者には開かれていた職工長、監督への昇進の機会や熟練を身につける機会のある職種からはほとんど排除され、それゆえ昇給の機会も奪われていた。

一般的に、独占体制のもとでは同一労働・同一賃金であるといわれるが、このように「同一労働」といっても、様々な制約を受けた後に残された「同一労働」であり、前提そのものが誤っている。第4の賃金差別を検討すると、その議論はさらにあいまいなものであることが明確になる。1918年の約5カ月間、シカゴの食肉企業4事業所について同一職種をみた場合、黒人の方が白人より週平均収入の低いランクに集まる傾向が強く、週平均労働時間では長時間労働のランクにほとんどすべての黒人が集中している。つまり、同一職種においても、黒人と白人は決して同一賃金ではなく、偶然手取り額が白人と同一だったとしても、それは白人よりも長時間労働して得られたものであった。黒人の場合、白人よりも少額の賃金レートという明確な経済差別を受けていたのである。白人よりも過酷な状況を強いられていた黒人労働者が居住していたのが、ストック・ヤードへ徒歩や路面電車で通勤するのに便利な、サウスサイドであった。

第5章 シカゴ黒人ゲトーの形成と不動産業者

19世紀シカゴの黒人人口は1%前後だったが、20世紀初頭には市のサウスサイドに「ブラックベルト」と呼ばれる南北に細長くのびる黒人居住地域が形成され、その拡大には不動産業者が大きく関わっていた。北側には商社や軽工業が進出し、西側の鉄道線路の向こう側は黒人に反感をもつ移民たちが住んでいたため北と西へは広がることはできなかった。それに比べて南側と東側への拡大は容易だった。南側の土地は白人投機家たちが買い占め、安普請の賃貸用住宅を建てていたが思惑はずれ、他の不動産会社にすべてを転売した。この会社が買値の倍でその建物を黒人たちに売りつけ、拡大の口火を切った。東側は、かつてシカゴでもっともすばら

しい住宅街といわれたところだったが、この頃、市の北の方にさらに魅力的な住宅街が開発されたため、多くの住宅が空き家になっており、黒人の入り込む余地があった。

1917年になると、黒人の大量流入に驚いた、白人のシカゴ不動産評議会は黒人労働者階級に対する露骨な隔離政策を表明した。つぎにシカゴ不動産評議会は市条例により移住を禁止しようとしたが、他州の同種の市条例に最高裁判所が違憲判決を下したため実現しなかった。不動産業者たちはこの過程で法的な隔離は違法だが、私的な隔離なら法に触れないという「貴重な教訓」を学んでいた。

黒人中産階級に対しては1918年に「ハイドパーク=ケンウッド財産所有者協会」が結成され、「ハイドパークを白人地域に」という人種偏見にみちた方針が掲げられ、不動産業者や個人に圧力がかけられた。地域改善運動組織が黒人排除組織に変質したのは、白人住民の財産目減りに対する不安に加え、運動の主導権が白人不動産業者の手に移ったという点がある。この運動はドイツ人をはじめ外国生まれの人びとの集まりで、共通点はカトリック教徒、アイルランド系、ユダヤ人、不動産業者で、いずれも戦中の排外的状況下で自分が「非アメリカ的」とみなされないよう黒人隔離の地域運動に関わり、それがまた彼らの事業に利益をもたらしたのである。

隔離政策にもかかわらず、黒人流入は続き、黒人居住地域はじりじりと広がり、それにつれて白人側の隔離手段もいっそう凶暴になっていった。白人と黒人の青年のあいだで頻繁に暴力事件が起こり、白人青年は集団をくみ、白人居住地域への黒人「侵入者」の家屋を破壊した。しかし、この方法では事前に発見されることもあったので、彼らは手製爆弾を使いはじめた。爆弾は黒人居住地域の周縁部であらたに購入された黒人の家や、著名な黒人の家に仕掛けられ、1919年6月以降は毎週どこかで爆発が起こっていた。しばしば、「爆弾を仕掛けた者が、一般にはふつう手に入らない業務上の情報をもっていった。」黒人たちは黒人居住地域から離れて住むことはできなかったのである。

第2部

第6章 黒人ゲトローの成立と家族

サウスサイドの居住密度は一様ではなく、サウスサイドは一色のコミュニティー色でもなく、黒人のなかに階層別住み分けが進んでいた。

黒人男性がもっとも多数就いていた食肉産業はそれほど安定した職場とはいえなかった。彼らは夏期には45%から60%が解雇され、仕事に就いたとしても、大半は日雇い不熟練労働の不安定な身分であった。週によっても雇用に大きな変動があり、労働市場では移民の男女と競争しなければならなかった。食肉産業以外の職もそれほど安定したのではなく、昇任や昇格は期待できなかった。このように世帯主の収入がいつも偶然性に左右される場合、他の家族構成員に大きな影響をあたえることになった。

1904年から17年の移民不熟練労働者の夫の週平均賃金は9.6ドルで、このなかには社会生活を営むうえで欠かせない他の諸経費が含まれていなかった。黒人の場合も、結婚費用、葬式費用、けがや長期の病気のための医療費が必要であった。結婚には約200ドル、子供の葬式には約35ドル、医者への支払いは1家族平均約67ドルかかった。黒人労働者の住む劣悪な地域環境では、けがや病気、子供の死亡は日常的出来事であった。アーマー社では、1917年に働いていた2万2381人の、実に2人に1人がけがが病気になり、シカゴ工場だけで1日あたり23件の事故が起こった。

不足した家計の赤字はどのように補われたのであろうか。その最も重要な部分は妻の収入だった。サウスサイドでは、黒人女性の就業率は高く、多くは家事・個人サービス部門の様々な職に就いていた。ところで、あまり注目されてこなかった妻の収入として、家賃収入がある。シカゴの黒人家族は核家族に近かった。託児所やセツルメント活動の援助がほとんど期待できない黒人居住地域では、幼い子供をかかえた母親には、家でできる仕事をさがすか、家賃収入の道を確保する方法があった。家を所有したり、借りている場合、その家の部屋のいくつかを他の家族や若い夫婦、あるいは単身者に貸して、妻が管理にあたったのである。第1次大戦後、シカゴ黒人の35%が下宿人であり、部屋代は週4ドル前後であった。大きな住宅をもっている場合は、「キッチネット」とよばれる小さな単位に改造すれば、家賃収入は何倍にもなった。下宿人をおけば週4ドル前後、週6日外に働きにできれば最低3ドルにはなる妻の収入は家計の重要な部分をしめていたのである。

妻ほどではないにしても、子供たちのわずかな収入も重要だった。法律では14歳以下の児童の労働は禁止されていたが、センサスの有業人口が10歳以上でとらわれていることから分かるように、児童労働は黒人に限らず、当時は一般的であっ

た。黒人ゲトーは黒人家族の協力体制による生活基盤の確立があって、はじめて成立するのである。

第7章 新黒人エリート層の誕生とコミュニティ活動の展開

1910年代以前にシカゴの黒人コミュニティで指導的地位をしめていたのは、奴隷制即時廃止運動と直接関係していた自由黒人で、しばしば混血の家系の子孫だった少数の黒人エリートであった。彼らは、学歴も高く、サービス業や専門職に就いていたが、ほとんどの場合その顧客は白人であり、そのため黒人社会よりも白人社会との結びつきが強かった。

それに比べ新エリート層はゲトーの黒人民衆を基盤とし、彼らを相手に様々な事業を営んだ。その場合、白人との競争関係があまりなく、少額の資金ではじめられたサービス業、小売業、小規模の製造業への進出が多く、不動産業はもっとも成功した分野だった。

大量の黒人民衆の存在は職業政治家を生みだす基盤にもなった。旧エリートで政治に関わった者は白人候補を支持する見返りとして下級の選挙職についていたが、本業は別で、政治はあくまでも兼業であった。新エリート層の場合、他に職をもつ者もいたが、基本的には政治家が本業であった。多数の黒人民衆に依拠したもうひとつの新エリート層はジャーナリストであった。彼らの新聞や雑誌の主張傾向はそれぞれちがっていたし、短命に終わったものも多いが、いずれも黒人事業を支持し、白人の偏見と抑圧に抗議した。シカゴ『デフェンダー』紙のロバート・S・アボットはその代表的存在だった。

新エリートの多くの者は十分な教育を受けていなかった。彼らにとっては3世代前はみな奴隷であり、家族のバックグラウンドはそれほど重要ではなかった。彼らは「いかがわしい」仕事に関係する者も多く、「人に恥じない生活」よりも「ぜいたくな生活」を重んじた。彼らの富と地位はゲトーの黒人民衆を相手に築かれたもので、ゲトー成立と同時に黒人のなかに階層分化がはじまっていることを見逃してはならない。しかし、彼らが黒人民衆に向かって訴えた「人種の団結」という主張は、彼らの保身のレトリックという側面とともに、大都会で差別と貧困に苦しむゲトーの黒人民衆の心に訴えたことは確かである。

多様な活動が行われるようになってはじめて黒人コミュニティの出現といえる。ブーカ・T・ワシントンの思想に沿った全国黒人ビジネス同盟、W・E・B・デュ

ボイスの全国黒人向上協会、新しく組織されたばかりの全国都市同盟などのシカゴ支部が結成され、黒人YMCAやYWCAなども組織された。このような全国的組織と結びついた活動の他に、もっと狭い活動範囲のクラブ活動が活発に行われていた。そのなかには女性や老人のための「ホーム」、あるいは保育所を開設するものもあった。

第8章 黒人ゲトーの黒人教会

黒人コミュニティのエリートや中産階級には、これまで検討したような多様な活動の場があった。しかし、下層の黒人労働者層はその活動の対象になることはあっても、ただひとつの例外を除いて、活動の場はなかった。その例外的な活動の場が教会であった。

南部各地からシカゴへ大量に流入してきた黒人たちは、決して円滑に都市に順応したわけではなかった。彼らの大都市への適応の中心的役割を担ったのが黒人教会であった。南部農村地帯の村や町ではそこにある特定宗派のひとつの教会以外には選択の余地がなかった。しかし、シカゴでは、移住者は大教会から店頭教会にいたる多様な教会のなかから慎重に教会を選択した。自分にあった教会がない場合は教会を組織して、シカゴ社会に適応しようとしたのである。この教会の選択という行為は都市生活への適応に便宜を提供しただけでなく、この行為自体が適応の一形態であり、北部において自らの状況を改善したいという移住者の希望を象徴する、北部社会への適応のプロセスそのものだったのである。

したがって、彼らにとって宗教や教会は決して現実からの逃避ではない。教会自体が多様なコミュニティ活動を展開し、彼らのシカゴ社会への適応を援助したのである。「宗教は実践的でなければならない」のだった。教会のなかで彼らは解放された。教会こそ「黒人たちが実際に所有し、完全にコントロールする最初のコミュニティであり、公的組織であった」からである。しかし、彼らは教会行事に埋没せず、日々の諸問題と闘うためにより強力な勇気や確信をもって、精神の王国からつねに現実の世界にもどってきたのである。

第9章 黒人ゲトーの宗教と政治

一般的に教会は非宗教問題に立ち入らないのがふつうであった。しかし政治家にしてみれば黒人民衆が一同に会する教会に顔を寄せれば、一度に大量の有権者に訴えることができ、きわめて効率的であった。黒人教会の有力牧師と友好関係がもてれ

ばもっと都合が良かった。他方、牧師からすれば、自らが主張する「人種の向上」のために政治家を利用する可能性が開け、黒人民衆の要求実現に貢献する可能性が高まることになる。黒人民衆は牧師につねに戦闘性を期待し、教会に対して福祉以上のものを求めるのがふつうであった。

この時期シカゴでは3人の牧師が政治と深い関わりをもった。アフリカン・メソヂスト・エピスコパル (AME) 教会の牧師、レヴァディー・C・ランサム、オリヴェット・バプティスト教会の牧師、イライジャ・ジョン・フィッシャー、それにランサムと同じ AME 系教会のアーチボルド・J・ケアリーである。とりわけ個人的で、政治と強力な関係をもったのがケアリーであった。

牧師が政治的影響力を行使できたのは、いわば黒人政治家に力がなかったからに他ならなかった。しかし、エドワード・ライトやオスカー・デブリーストという強力な黒人政治家が出現することにより、黒人民衆がシカゴ市政治に直結する突破口が切り開かれた。その意味で政治に関わった牧師の最大の貢献は、政治から隔離されていた黒人民衆が北部において政治に関わる橋渡しをした点にあった。ケアリーの死去によって個性の強い牧師がシカゴにいなくなったことも相まって、教会はやがて本来の宗教活動へと重点をずらしてゆく。教会が宗教面に、政治家が政治により専念する状況が生まれ、黒人コミュニティが全体としてよりきめ細かく黒人民衆に対応できるよう充実してゆくことになった。

第10章 黒人政治の境界性

シカゴでは「北部のいかなる都市よりも高度なレベルの人種隔離が行われ」たが、シカゴ黒人の政治的影響力の客観的条件は、この厳しい人種隔離の結果生まれたものといえる。

大移住以前は影響力を行使するほどまとまった黒人有権者はいなかった。黒人の政治活動はほとんど共和党内に限られ、州下院議員、郡行政委員、州検事補のいずれの場合も党への貢献の見返りとして、黒人票よりも白人票によって当選していた。1910年になるとシカゴ市の黒人人口の増加とサウスサイドへの集中に加え、共和・民主党間の勢力と両党内の派閥間の勢力が均衡し、シカゴ黒人の政治的発言力強化という状況が生まれる。しかし、シカゴ黒人政治は広範な黒人民衆の組織化・直接的政治参加という点を欠いていた。

シカゴの黒人政治史上、1915年はまさに画期であった。第1は、この年、オス

カー・デブリーストがシカゴ史上初の黒人市会議員に当選したことである。その意義はたんに空白だった黒人市議の席を埋めたというよりも、黒人民衆の日常生活と密接に関わった市政に対して黒人民衆の影響力行使の突破口を切り開いたことにある。第2は、ウィリアム・H・トンプソン市長の当選に黒人票が重要な役割を果たしたことにある。これ以降、黒人たちは選挙職や、市の公務員、臨時職員などに採用され、「敬意と威厳をもって処遇」されるようになったのである。

大移住期以降の黒人民衆の政治活動の活発化は、ライトとデブリーストという2人の黒人政治指導者に負うところが大きかった。ところが、この2人はシカゴの黒人民衆を政治活動に参加させるために組織化を進めた点では共通していたが、政治に対する姿勢、組織化の視点においては極めて対照的であった。

1915年頃まで、インディペンデントの共和党員だったライトは、トンプソン市長当選への貢献をかわれ、高い地位と給料の自治体弁護士補に就任し、共和党トンプソン派内で黒人組織化に全精力を費やすことに腹を決め、1920年には選挙区で絶大な支配力を行使できるコミッティーマンに指名される。彼の権力基盤はその個性と行動力にあり、政治要求が聞き入れられない時は、白人の同僚との闘いを口にしたり、特定候補を脅迫することもまれではなかった。彼はブラックベルトの自決権のために闘ったが、その個性と行動力がトンプソンの組織を脅かしはじめ、政治力が最高点に達したところでトンプソンによりすべての政治権力を剥奪されたのである。ライトの凋落は、白人の政治組織のなかで、白人指導者に対立して黒人コミュニティの利害を護ることがいかに困難であるかを示していた。

他方、「永久の同盟なく、永久の利害のみ」との考えのデブリーストは、自らの激しい政治的浮沈やライトの失脚劇から多くの教訓を引き出している。彼はその時々の状況を機敏に計算し、白人組織とつねに距離を保ちつつ、ゲトの外から加えられた抑圧を反対に、しぶとく、したたかに黒人民衆の現実的、そして精神的利益に変えたのであった。そして、その政治基盤になったのが、黒人コミュニティ内で結成され、育てられ、維持された「人民運動」組織に他ならなかった。

大移住期の黒人政治家が政治家たろうとすれば、だれよりも境界的に、白人のより大きな支配的政治組織と黒人民衆の間の橋渡し役を巧妙に演じなければならなかった。一方では白人政治組織のボスから信頼される必要があり、それには強力な集票能力が必要だった。他方、政治参加が解放そのものを意味する黒人民衆には、具

体的な政治成果ともに、人種に対する敬意という精神的、イデオロギー的成果が必要だった。人種差別が強固なこの時期、ゲトの外からの抑圧が大きければ大きいほど、そしてゲトの黒人民衆の経済的窮状の完全打開がほど遠ければ遠いほど、黒人政治と黒人政治家はいっそう境界的でなければならなかった。この役割をデブリストが果たしたのである。それゆえ、彼は概ね共和党との強い関係を継続したが、実際は白人政治と距離を保ちながら、人種問題に好意的であれば共和党でも民主党でも、どの派閥でも、また腐敗政治家や賭博王とも同盟関係を築いたのである。このような意味で、この時期のシカゴ黒人政治は全米の黒人政治のパイオニア的位置を切り開いたのである。

結論

このように、黒人ゲトの成立とは、たんなる都市の黒人人口の増加や都市化ではなく、また大量の黒人が一定の地域に居住することでもない。この時期に成立する黒人ゲトとは、南部農業の構造的矛盾と独占資本主義確立のための低賃金不熟練労働力の補完という大状況のもとで労働者化した黒人たちが、白人社会全体からの執拗な抑圧によって隔離された居住地域のなかで、その困難を家族の協力でのぎつつ、反対に自らの力で黒人独自の生活スタイル、政治スタイル、文化を創り出す過程で生みだされた、人種的、階級的、そして文化的産物であった。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 シカゴ黒人ゲト成立の社会史

論文審査担当者 辻内鏡人
町村敬志
油井大三郎

本学位請求論文は、第一次世界大戦の勃発を契機として急増した米国南部からの黒人人口の移住によって北部の大都市に拡大した黒人ゲトの形成原因とそこにおける黒人コミュニティの実態を1920年代までのシカゴを事例として実証的に研

究した日本では初めての本格的な黒人ゲトー研究の成果である。本論文は既に同名のタイトルで明石書店から1995年3月に出版されているが、本文466ページ、文献目録34ページ(400字詰め原稿用紙換算で1012枚)にもなる大作であり、以下の構成で叙述されている。

序章

第1部

- 第1章 黒人の北部移住
- 第2章 シカゴにおける黒人就業構造の変化
- 第3章 食肉産業の独占化と協調体制
- 第4章 食肉産業における黒人差別
- 第5章 シカゴ黒人ゲトーの形成と不動産業者

第2部

- 第6章 黒人ゲトーの成立と家族
- 第7章 新黒人エリート層の誕生とコミュニティー活動の展開
- 第8章 黒人ゲトーの黒人教会
- 第9章 黒人ゲトーの宗教と政治
- 第10章 黒人政治の境界性

結論

以上の構成からも分かる通り、著者はシカゴにおける黒人ゲトーの形成過程を極めて多面的に分析しており、第1部では米国南部側の流出要因、就業構造などのシカゴ側の吸収要因、居住条件など主として社会経済史的な要因が検討されている。他方、第2部においては、黒人ゲトーにおける家族や教会の機能、中産階級の形成と黒人政治家の台頭など社会史的條件が分析されており、黒人ゲトー形成史に対する極めて複眼的なアプローチをとっていることが注目される。そこで、まず、この構成に従って各章の内容を紹介した上で、本論文の意義と問題点を指摘してゆきたい。

まず、序章においては、米国における黒人ゲトー形成の原因をめぐっては、これまで相対立する様々な研究が出されてきたことが紹介されている。たとえば、G.

ミュルダールの『アメリカのディレンマ』では白人側の偏見や敵意に原因が求められているのに対して、St. ドレイクやH. ケイトンの『ブラック・メトロポリス』などではむしろ白人の差別に対する黒人側の自己防衛的な側面が強調されている。また、C. ベル『ゲトの経済学』などのように黒人ゲトが産業予備軍や下層労働者を供給することによって米国経済の不可欠な一部を構成している点を強調する研究もあるとする。他方、日本においては、南部の黒人史研究に多くの関心が集中し、北部の黒人ゲト研究は、独占段階の黒人差別の特殊な形態である側面を重視する本田創造、大塚秀之両氏などによる先駆的な指摘が存在したものの、それらは主として理論的な問題提起にとどまり、実証研究は未着手の状態にあったと指摘している。その結果、本論文においては、黒人ゲト形成の「諸力の複合性」と黒人民衆の主體的役割との実証的な解明が課題とされている。

第1章においては、1910年代の南部の綿花プランテーションをおそった害虫や洪水の被害によって多数の黒人シェアクロッパーが農場から排除され北部への移住を余儀なくされていった過程が分析され、第2章においては、第1次世界大戦の勃発によってヨーロッパからの移民が途絶したり、米国の参戦後には400万人もの兵力動員が行われたため、北部の軍需産業を中心として労働力不足が深刻化していた結果、多数の黒人が北部の大都市に移住していった。とくに、シカゴの場合には、黒人人口が1900年の3万人余から1920年には3.6倍の11万弱に急増し、かれらの多くは食肉・鉄鋼・建設などの部門の不熟練労働者となっていったことがセンサス資料などを駆使して詳しく分析されている。

ついで、第3章においては、19世紀末からの食肉産業における独占化が主として東南欧からの移民を不熟練労働者として雇用することによって進展したが、第1次世界大戦の勃発による移民の途絶の結果、シカゴに流入した多くの黒人労働者が代わって雇用されていった過程が分析されている。また、第4章においては、食肉産業における黒人労働者の雇用状態が分析され、低賃金以外にも、雇用数の季節的な変動、汚れの激しい部所への集中、昇進機会の閉塞などの差別が見られたと指摘している。さらに、第5章においては、白人不動産業者が黒人を白人居住地域に転入させないようにする住宅隔離の申し合わせを行っていた実態を解明し、この指定のブロック破りをした不動産業者や黒人の家に爆弾が仕掛けられた例すらあったことが指摘されている。

第2部に入って、第6章では、黒人ゲート内部における家庭の所得や職業の分析が行われ、低所得の独身者、低所得のため、妻や子どもも就労している世帯、さらに、若干の中産階級の台頭が見られた点を分析している。つぎに、第7章では、ゲートの拡大につれて、弁護士や医者などの旧来のエリートに加わって、黒人大衆を顧客とする小売業やサービス業などを経営する新エリート層の台頭がみられ、同じ黒人の中でも、階層分化が進行していたこと、そして、この新エリート層は「人種の団結」が自らの利益にも繋がることと認識していた点が強調されている。

ついで、第8章においては、南部から大量に流入した黒人たちにとって精神的な安定の確保のみならず、職の斡旋や趣味の交流などの点でも教会が重要な役割を果たしたことが分析されているが、中でも、北部移住後にも多くの黒人たちは、南部時代と同じように、黒人だけの分離教会の方を好む傾向を示し、それも、理性的な北部教会よりも、南部時代と同じく熱狂的な礼拝形式をもつ宗派に集中したという興味深い点を指摘している。第9章においては、A. J. ケアリーなど宗教のみならず、政治にも積極的に関わった3人のシカゴの牧師を取り上げ、これらの牧師が、北部移住後に様々な現世的問題を抱えながら、自らの直接的な政治的代表をシカゴ政界に送り出せずにいた段階において、白人政治家との橋渡し役を積極的に果たしていた状況を明らかにしている。

それを受けて、第10章では、黒人ゲートの形成・拡大につれて、シカゴにおいて黒人有権者の比率が過半数を超える選挙区が出現し、1915年にはO. デブリーストが黒人初の市会議員に当選し、1928年には同じ人物が全米初の連邦下院議員に当選する過程が詳しく描かれている。しかも、この時期のシカゴにおける黒人の政治進出は、共和党や民主党の市組織とは一線を画しつつ、選挙の度に連携関係を変えてゆくという「境界性」をしめしたという指摘は、後に黒人の多くが民主党の強固な支持基盤となってゆくことを考えると過渡的状況を示すものとして興味深い。

このような分析に基づいて、最後の結論においては、シカゴにおける黒人ゲートが食肉産業などの独占的大資本にとっての低賃金・不熟練労働者の確保という要請に基づくとともに、白人社会の差別的対応に裏付けられた不動産業者などによる住宅隔離政策によって押しつけられたとしている。しかし、同時に、一度、黒人ゲートが形成された後には、黒人民衆を顧客とする新黒人エリートの台頭が見られ、彼らなどの影響もあって、黒人民衆はゲートを自らの生活や文化を守るコミュニティ

ーとして自律化させていったと結論づけている。

以上のように、本論文は、米国における極めて多数の先行研究を渉猟した上に、センサスやシカゴのニューベリー・ライブラリーなどが所蔵する一次史料などを駆使して作成された、シカゴにおける黒人ゲトーの形成過程に関する日本では初めての本格的な実証研究であり、さまざまな点で新しい研究成果をあげていると評価できるであろう。その主なものを挙げればつぎのような点である。

第一に、シカゴにおいて南部から黒人を吸引する大きな要因となった食肉産業における労働実態の経済史的な解明である。とくに、季節的に就労数が大きく変動していたこと、賃金面のみならず、作業面でも条件の劣悪な部所に就労させられていた上に、昇進の機会が極めて限られていたという多面的な差別の実態が詳細に解明された点の意義は大きい。

第二に、住宅隔離の原因が、黒人に対する偏見に加えて、黒人の転入による地価の低下を恐れる近隣の白人社会による排斥とそれを背景とした不動産業者による暗黙ないし明文の不売協定にあり、しかも、その協定を破って白人居住地域に転居しようとした黒人やそれを斡旋した不動産業者に対して銃撃や爆弾テロが加えられることすらあった事情などを実証的に明らかにした点も重要であろう。

第三に、黒人ゲトーが白人社会からの差別や排斥によって形成を余儀なくされた面だけでなく、同時に、家族や教会、コミュニティ活動、黒人の新エリートや政治家の台頭などに注目して、黒人自身が自らの生活と文化を防衛する場として保持していった側面を明らかにした点も興味深い。この点は、近年進展の著しい黒人に関する社会史的な研究成果を著者が積極的に取り入れようとした結果であり、著者が当初に関心をもった経済史的アプローチだけに固執せず、問題を複眼的に把握しようとした努力の現れとして高く評価すべきであろう。

以上のように、日本における黒人ゲトー研究に大きな成果をもたらした本論文ではあるが、同時に、今後の課題として残されている点もないではない。たとえば、同じ時期に米国に流入した東南欧系の移民の多くが、当初は黒人と同じようにそれぞれのゲトーを形成しながら、経済的に地位上昇をとげるにつれてゲトーから離脱していった過程と比較して、黒人の場合、なぜ長くゲトーに集住させられることになったのかという疑問は本論文だけでは必ずしも十分には解明されていないように

思われる。この解明には、本論文が対象として限定した1920年代以降のシカゴの黒人ゲトーの展開過程にまで対象を拡大する必要があるだろうし、また、東南欧系移民コミュニティをも含めたシカゴ都市史として問題を分析することも必要になってくるであろう。もちろん、本論文においても、各所で東南欧系移民との比較に言及した箇所も散見されるが、白人社会内部におけるエスニックな対立が黒人ゲトーの形成に及ぼした影響の分析は十分展開されていない。それは、シカゴの都市史に限っても、膨大な史料が存在する中で、一個人の研究としては特定のエスニック集団に限定して成果をまとめざるを得なかったためであり、マルチ・エスニックなアプローチは複数の関連研究者による共同研究として展開されることを期待すべきであろう。著者の今後の研究がそのような方向へも発展することが期待される。

このように今後期待される課題がないわけではないが、本論文が、多数の1次史料を駆使した黒人ゲトーの形成史に関する日本では初めての本格的な実証研究と評価できる点には変わりはない。以上の審査結果から、審査員一同は、本論文が一橋大学大学院社会学研究科における社会学博士の学位を授与するに相応しい業績と判断するものである。

平成8年5月8日

[博士論文要旨]

フィリピン独立をめぐるアメリカの対比政策

—戦後の米比関係の基盤 1945—1950—

伊藤裕子

これは、フィリピン独立をめぐる、戦後のアメリカの対比政策についての研究である。

フィリピンは、植民地なき帝国であるはずのアメリカの、唯一の大きな植民地であった。元来アメリカにとって重要な意義を持たなかったはずのフィリピンが植民地化されたのは、中国への経済進出の足場とアジアでの発言権の拠点を求める帝国主義的風潮が、世紀転換期のアメリカ国内に一時的に昂揚したからであった。そこでは、アメリカの建国の理念とは矛盾する、他民族への支配を正当化するため、領有当初から独立を目指して自治化が推進され、アメリカ的諸制度が導入された。1934年にフィリピン独立法が制定された結果、1946年7月4日にフィリピンはアメリカから独立を与えられたが、それは、植民地期に「安定的自立政府を確立する」という大義名分の下で行われた、アメリカの統治政策の一つの帰結であった。

しかし、「東洋におけるアメリカ的民主主義のショーウィンドウ」としての期待を負って、独立国家としての道を歩みだしたフィリピンには、その後50年の節目を経た現在でもなお、民主主義が定着したとは言い難く、また、経済的にも不安定な状況が依然として存在していると言わざるを得ない。独立以降、フィリピンでは、選挙での暴力と不正、政治腐敗、および反政府勢力による政府攻撃が繰り返される一方、不平等な国内経済構造は厳然として存続し続けている。また、第二次世界大戦後の財政赤字と貿易赤字は現在までには恒常化して、フィリピン経済は国際援助に依存する状況である。

では、フィリピンにおける現在のこのような諸問題の淵源はどこにあるのか。

20世紀のフィリピン史上において、アメリカは絶大な影響力を行使してきた。アメリカ植民地期には、フィリピンの政治経済構造は宗主国アメリカの影響のまま

に形成され、独立後も、フィリピンの進路はアメリカの政策によって大きく規制されてきた。したがって、フィリピンが今もなお抱える国内の諸問題を考察するうえでは、アメリカの対比政策という外発的要因を避けて通ることは不可能である。勿論、アメリカ統治期以前からフィリピンに内在する歴史的文化的な問題点を無視することはできない。しかし、アメリカの政策により構築されたフィリピンの寡頭支配構造が、独立後もその存立をアメリカの政策に依存していたことを考えれば、アメリカの政策という外発的な要因がフィリピンの内在的な問題と化してきたということがいえるのである。

従来の研究では、独立の前と後におけるフィリピンの政治経済構造および米比関係の継続的な側面のみが殊更に強調され、フィリピン独立をめぐるアメリカの政策決定過程が充分検討されないまま、成立した法令や協定の内容から、アメリカがフィリピンへの支配を継続する意図を政策的に持っていたと断定されてこられた傾向が強い。近年では特に、アメリカの対比政策を「新植民地主義的」であったと解釈する研究が支配的である。確かに、独立の前と後における政治経済構造の継続性は、フィリピン史における主要な特質であり、現在でもなお植民地期に根ざす問題が厳然として存在する。しかし、第二次世界大戦によって生じた諸要因が、戦後のアメリカの対比政策に大きな影響を及ぼしたということ、そして、戦後の米比関係の進路を方向付ける上で、1945年から1950年頃の時期が極めて重要な時期であったということらを考慮せずには、戦後現在までの米比関係のあり方を理解することはできない。

では、対比独立賦与に際して、アメリカは、いかなる意図を持って、いかなる政策を決定し遂行したのか。これらの問題を解明するためには、アメリカがフィリピン領有に見いだした意義と、アメリカが対比独立賦与を具体的に決定した契機を、歴史的に考察することが必要である。なぜならば、フィリピンの独立は、アメリカの植民地統治の必然的帰結であり、その間に行われた政策は、フィリピン独立の方向性を決定する上で極めて重要な要因であったからである。さらに、フィリピンの独立が第二次世界大戦の直後であったということから、この時期に特有もしくは新たに生じた、政治・経済・軍事に関する諸要因が、フィリピン独立時のアメリカの対比政策に与えた影響についての分析も不可欠となる。第二次世界大戦における日米間の戦争および日本のフィリピン占領が、フィリピン独立をめぐる内外環境に

甚大な影響を与え、独立の諸条件を決定または修正する上で大きな要因として働いたからである。

それでは、アメリカにとって、フィリピンを領有することの意義とは、歴史的視点から見ていかなるものであったか。アメリカにとって、フィリピンを領有することは、政治的にも経済的にも、そして、対外戦略の上でも、常に、負担と義務感のいずれかもしくは両方を伴っていたといえる。まず政治的には、アメリカが遠隔地の他民族を支配することが、その建国の理念とは矛盾であり、負担であったことは確かである。フィリピンは、他の島嶼属領とは異なり、人口も多く、アメリカが獲得した際には対スペイン独立革命を遂行中であった。アメリカはまさに軍事力でフィリピンを「植民地化」したが、その理念上の矛盾を正当化するために、フィリピンにアメリカ的民主主義を導入し「安定的自立政府」を構築することを「米国の責務」と主張したのであった。

経済的には、中国への経済進出への礎石と見なされたフィリピンそのものの経済的意義を、アメリカが強く意識していたとは言い難い。しかし、フィリピンの富裕階層を懐柔して間接統治の協力者として利用し、政治的安定を図るための手段として米比間に無関税貿易を行ったことが、フィリピン経済の対米依存を招いたのは事実である。そして、フィリピンの対外輸出の受け皿となることを、宗主国としてのアメリカの義務であると唱える利益集団が存在した一方で、フィリピン産品のアメリカ市場への流入を、アメリカ国内農業は負担と見なした。

また、対外政策上も、アジアへの発言権を拡大することをアメリカのフィリピン領有の意義とする認識が当初から存在した一方で、在比米軍基地を維持しフィリピンを防衛することを、宗主国としての義務であると意識しながらも戦略上の負担とみなす見解が、アメリカに存在し続けたことも事実である。

このような米比植民地関係のなかで、対比独立賦与を定めた1934年フィリピン独立法が制定される契機となったのは、フィリピンを領有することの意義よりも、フィリピン領有を継続することによって生ずる負担のほうが、大恐慌下において大きく意識されるようになったからにほかならない。1930年代までには、フィリピンではアメリカ的政治制度の下で富裕階層による自治が全面的に行われており、フィリピン領有の大義名分は、その説得力を失いつつあった。また、アジア地域で反植民地主義独立運動が高まるにつれ、フィリピンに対して既に約束済みであった将

来的な独立賦与をいつ実行すべきかという問題が、アメリカ国内で懸案となりつつあった。さらに、米比経済関係は、在比アメリカ資本には利益をもたらすものであったが、それはアメリカ経済のごく一部に過ぎず、しかもフィリピン産品はアメリカにとって国内産および第三国からの輸入により代替可能な農産品であった。一方で、同じ時期までには、米比間の絆を解消されるべき負担と見なす傾向がアメリカ国内で高まった。米比間無関税貿易体制の下でフィリピン産品のおよそ8割がアメリカ市場へ流入していたことは、大恐慌に苦しむアメリカ国内農業への脅威と見なされ、従来米比貿易関係を廃止する手段として対比独立賦与がアメリカ農業関係者により唱えられた。アメリカの連邦議員の多くが農業州の選出であった一方、在比アメリカ資本の利益は無視しうるほどアメリカ経済において矮小なものと考えられた。また対外政策の上でも、孤立主義の高まるアメリカ議会において、フィリピンを領有し続けることを、戦略的かつ政治的な負担とする認識が高まった。このように、フィリピン領有を継続することにより生ずる負担が、その意義とアメリカの義務感を大きく上回った時点で、アメリカ国内において、対比独立賦与までの具体的な計画が立案され、フィリピン独立法として制定されたのである。

さらには、大戦中および戦後の時期にも、アメリカのフィリピンに対する「負担」と「義務感」の意識は働いた。アメリカ政府は民族自決の原則を非ヨーロッパ世界にも拡大する姿勢を打ち出しており、フィリピン領有を継続することは負担であり政策上不可能でもあった。そして、予定通りにフィリピンを独立させることが、フィリピンに対するのみならず、世界に対するアメリカの国際的義務であるという認識が、アメリカ政府の内部にも、また議会にも広く浸透していた。それゆえ、戦後のフィリピンの経済荒廃を理由として独立延期を求める動きが米比両国の一部にあった際にも、アメリカ政府および議会はそれを現実的な選択肢としては全く考慮しなかったのである。

このように、アメリカにとって政治的、経済的、また軍事的にも大きな負担となっていた米比間植民地関係を解消することを目的として1930年代に形成された対比独立賦与と政策は、第二次世界大戦を経たからといって大幅に転換されることはなかった。しかし、フィリピン独立に関するアメリカの既定の政策が、戦後米比両国の上を生じた様々な政治的、経済的、軍事的な状況により大きく影響を受けたということもまた事実であり、それに対する詳細な分析が必要であることは議論を待た

ない。では、第二次大戦直後に米比両国を取り巻いていた、フィリピン独立に関連する様々な要因が、アメリカの対比政策決定上どのような影響を及ぼし、既定の政策をいかに変容させたのか。以下、大戦直後の時期的な諸要因を、経済、政治、軍事の三つのレベルに分類し、それらがフィリピン独立の諸条件の成立過程に及ぼした影響についての分析を試みる。

まず、経済面では、フィリピン側に帰属する最大の要因として、フィリピンが戦場と化し、日本軍の占領下におかれたことにより、フィリピンの国土が荒廃し経済が壊滅的狀態に陥ったことが挙げられよう。このような状況が存在したことにより、フィリピンはその戦後復興を、宗主国であり、かつ戦争の当事国であったアメリカに依存せざるを得なくなった。一方、アメリカ側における主要な要因としては、この時期にアメリカ議会の中に高まった感情を挙げることができる。戦後のアメリカ議会には、フィリピンに対する友好感情と復興協力への義務感が高まった一方で、大戦中に拡大した国家財政を再度、戦前並に戻そうとする財政的消極主義が強まり、議会の選択を制約する条件となった。議会の選択肢としては、植民地に独立を賦与するにあたって最後の影響力を行使し、在比アメリカ資本の利益の擁護と対比復興協力義務の遂行を両立させようとした内務省の政策案と、より大きな対外政策との一貫性を図りながら独立賦与後の米比間経済関係を構築しようとした国務省の政策案とが存在したが、両者は相容れないものであった。そして、公的な財政援助を「負担」としながらもフィリピン復興に対する「義務感」を有する議会が、フィリピン独立後の米比間経済枠組みとして受け入れたのは、内務省主導で起草されたフィリピン通商法であった。これは、戦前の米比経済関係を再建することにより、種々多様な利害間の調整を図りながら安上がりな対比復興協力を可能にすることを描いたものであった。

政治面において、戦後のアメリカの対比政策に影響を及ぼした要因としては、フィリピン国内政治において革新勢力が拡大したこと、および戦後対日協力問題が最大の懸案となったことが指摘できる。日本占領下で抗日ゲリラとして組織力と戦闘力を培った農民や労働者が革新勢力を形成し、組織的に国政への参加を試みたことは、既存のフィリピン支配層にとって大きな脅威となった。この革新勢力が、植民地期に形成された富裕階層からなるフィリピン政治支配構造を揺るがしかねない可能性を持つものだったからである。また、対日協力問題は、フィリピン・エリート

層の間で権力闘争の道具となり、エリート層と革新勢力との間の対立をより激化させた一方、アメリカ政府によるフィリピン内政への介入を招いた。この時期アメリカ政府が意図したのは、植民地期に「安定的自立政府」を確立することを目的としてフィリピンに構築した政治支配構造を、フィリピンの独立後も維持することであった。そうすることは、アメリカの対比経済政策を遂行する上でも都合が良かった。戦前政治的発言権を持たなかった大衆勢力が国政に進出し、既存の政治支配構造を変革することは、アメリカが築き上げたはずの富裕層を基盤とする「安定」が崩壊することを意味し、また、植民地期にアメリカがフィリピンで行ってきたはずの「アメリカの民主主義の実験」が失敗に帰することを意味したのである。

軍事面では、大戦中日本軍が在比米軍を駆逐しフィリピン占領を行ったという事実は、大戦直後、米比両国において軍事政策を形成する上での要因として作用した。フィリピンでは、第二の侵略を防ぐための安全保障措置として、在比米軍基地の存続を望む声が高まった。同様に、アメリカ側においても、宗主国として植民地の防衛を果たせなかったという苦い経験に立ち、フィリピンをアメリカの太平洋における主要な軍事拠点とすることを前提に、大規模な米軍基地システムを独立後のフィリピンに存続させることが考慮された。しかし、大戦直後に米比両政府間に協調が見られた米比間軍事関係の形成過程は、その後、同じく大戦の結果生じた別のアメリカ側の要因によって大きく影響を受けることになる。それらの要因とは、ハワイ・グアム両基地の拡充と沖縄基地の獲得、敗戦諸国への占領軍の派遣、そしてアメリカ議会の財政的消極主義であった。これらの条件を踏まえて、兵力と軍事予算に制約を受けた米軍部が太平洋戦略の再検討を行った結果、アメリカ政府は在比基地を維持することを、戦略的に不要かつ経済的には負担と見なすようになったのである。フィリピンからの実質的な軍事的撤退を決定したアメリカ政府に対して、米軍基地の存続をフィリピン政府が要請した結果が、米比軍事基地協定であった。ここでは、アメリカが使用権を維持すべき基地の数は最小限に留められ、基地や米軍の権利に関するフィリピン側の要望は概ね実現された。同時に、アメリカ政府は、フィリピンの防衛およびフィリピン国軍の育成についても関与を回避するようになり、その責任を全面的にフィリピン政府に負わせるようになった。これらのことは、米比軍事基地協定及び米比軍事援助協定の成立過程から明らかである。

以上、アメリカがフィリピン領有に見いだした意義と対比独立賦与を決定した契

機、および、第二次大戦後の諸要因が対比独立賦与に関するアメリカの政策決定過程に及ぼした影響について、考察を試みた。これらのことから、アメリカが新植民地主義的なイデオロギーに基づき、対比支配を継続することを意図して、戦後の米比関係の枠組みを形成したのでは、決してないことが明らかである。むしろ、負担としてのフィリピンを放棄し、公的な関与を縮小させることを目的としていたといえる。そして、植民地期の「アメリカ的民主主義の実験」の正当性を示し、かつ、大戦後の諸要因により生じた宗主国としての義務を果たすという役割と、フィリピンを切り離すという目的との間に、いかに整合性を持たせるかについて、アメリカは悩んだのである。つまり、アメリカは、第二次世界大戦後がもたらした米比両国を取り巻く様々な状況に左右されながら、対症療法的に対比政策を形成したということがいえよう。アメリカが独立後のフィリピンに対しても極めて薄い関心しか持たず、公的な関与も極力回避しようとしたことは、「心理的無関心」および「軽視」と表現された、1948年頃までのアメリカ政府の態度からも明らかである。

しかし、このようにして形成されたアメリカの戦後の対比政策が、長期的視野に欠け、問題をはらむものであったことも確かである。米比間の経済的枠組みとなったフィリピン通商法が、米比間に不平等な経済関係を存続させたことは事実であり、また、フィリピンの経済的自立を実現させ得るような長期的展望を打ち出すものではなかった。フィリピン復興法による戦後補償にしても、その対象は主に個人の少額財産であり、フィリピンの国家的復興を実現させるには程遠いものであった。政治的には、アメリカによるフィリピン内政への介入が、フィリピンにおける多元主義的政党政治の発展と民主主義の大衆への拡大を阻み、フィリピンの政治的対米依存体質を生み出したといえる。そして、合法的政治参加への道を絶たれた革新勢力は、地下組織化してその後のフィリピン国内不安の主要因となった。さらには、フィリピンの政治経済における民主主義的発展の経済基盤を確立するために、フィリピンの不平等な経済構造を変革して中産階級の拡大を図るような政策は、アメリカによって真剣に考慮されることはなかったといって良い。また、軍事的には、米比間の基地協定がフィリピン側の希望によるものであり、その条件もフィリピン側の要望に沿うかたちで形成されたとはいえ、なお二国間の不平等な関係を具現していたことも否めない。在比基地を使用するか否か、そしてどの程度利用するかについての決定権は一方的にアメリカ側に帰属しており、在比基地の意義は国際情勢やア

アメリカの対外戦略の変動に従属するものであった。この不平等性は、フィリピンの独立国家としての尊厳を傷つけ、フィリピン国民の間に歪んだ反米ナショナリズムを生んできたといえよう。

フィリピン独立をめぐるアメリカの対比政策が、第二次大戦後の諸要因のなかで負担と義務感の間の整合性を求めて形成されたものであった以上、それがフィリピンの将来についての長期的視野を欠き、フィリピンの大衆の要望に答えるものでなかったことは、無理もないことであったといえるかもしれない。しかし、アメリカが「米国の責務」論を掲げてフィリピンを領有し、その目的を達成した証として独立を賦与した以上、少なくともフィリピンの自立的発展を可能にする基盤としてのより公正な米比関係の枠組みが形成されても良かったのではないだろうか。勿論、独立後の進路を決定する上で、フィリピン側にもその責任があったことは確かである。だが、植民地期には、フィリピンの国内構造がアメリカの影響のままに形成され、独立前後の時期にも、フィリピン支配層はその政治的経済的権力の存立そのものを、アメリカの政策に依存していた。このような状況において、アメリカの影響力は、米比関係のあり方を決定する上で絶大なものであったことは確かである。そのようなアメリカの影響力はさらに、フィリピン国内での政策決定過程においても、単に外在的要因としてのみならず、内在的要因と化す傾向があったといえよう。

フィリピン独立に際し、フィリピンへの公的関与を縮小する方向に動きを見せていたアメリカは、ジレンマを伴いながらも1949年11月のフィリピン大統領選挙を境に、その対比政策を大きく転換させることになる。それは、1949年以降アジアでの冷戦が激化し、フィリピンをアメリカの勢力範囲に留めておくことが、政治的にも軍事戦略上も極めて重要視されるに至ったからであった。共産主義勢力の伸張を阻止することを世界戦略上の最重要課題としたアメリカは、「安定的」親米政権を維持することをフィリピンにおける最大の目的とした。そして、経済危機の高まりと反政府活動の活発化を直接的原因として、不安が増大したフィリピンの国内状況を、その「安定的」親米政権の存亡に関わると認識し、1950年以降フィリピンに対して全面的な介入を開始したのである。しかし、冷戦の論理に縛られたアメリカの対比政策は、既存のフィリピン政治経済構造の強化を図るものに過ぎなかった。そうした政策が長期的視野に欠け、根本的なフィリピンの問題解決を目指してはなかったという点においては、フィリピン独立当初の政策と異なるものではなかつ

たといえる。

以上のことから、第二次世界大戦終結から1950年頃までのおよそ5年間の時期は、戦後の米比関係の進路を決定する上での分水嶺であったと捉えることができる。その期間、米比関係は、植民地期の「特別な関係」を早期に解消する可能性をも明らかに内包していたのである。にもかかわらず、1950年以降の米比関係がそのような進展をせず、特に軍事関係を基盤に同盟関係を強め、フィリピンの全面的な対米依存体質を存続させる方向に展開したのは、冷戦の影響を多大に受けたからにはほかならない。しかしだからといって、アメリカが植民地期の支配従属関係をフィリピンの法的独立後にも存続させようとい図したわけではないことは明らかである。冷戦期以降のアメリカの対比政策は、政策の歴史的な推移の結果形成されたと思えずよりは、むしろ国際政治の文脈において理解するほうが妥当であろう。その意味で、フィリンへの関与を増大させ全面的な介入を行った1950年以降のアメリカの対比政策は、共産主義勢力との接点において親米政権を維持する目的で、韓国の李承晩、台湾の蔣介石、さらには南ベトナムのゴ・ディン・ディエム (Ngo Dinh Diem) らに対して支持と援助を与えた政策と、同質のものであったといえよう。勿論、フィリンにおいては、アメリカが植民地期に構築した政治制度と政治支配構造を維持することが、「安定的」親米政権を維持する上で重要視されたことが特徴的であったことは言うまでもない。

しかし、1949年頃からアジアでの冷戦が激化した結果、アメリカの対外戦略上重視されるようになったフィリンの意義は、その後のアメリカの対外政策にとって、あくまで国際政治上の従属変数でしかなかった。したがって、上述のように国際緊張が高まった時期にはフィリンもまた重視されてきた一方で、冷戦の終結とともにその意義が低下するものも、また宿命であったといえよう。現在までには、米比関係は双方向的に希薄化していることが誰の目にも明らかである。軍事的には、その根幹を成していた米比軍事基地協定は1991年に期限切れとなり、更新されなのまま翌年には米軍は完全撤退した。経済関係も、1974年にフィリン通商法が失効し全ての貿易優遇措置が撤廃されるまでには、米比双方にとってその意義を矮小化させていった。政治面でも、米比関係は希薄化しつつあることは明らかである。1986年の2月革命と在比米軍基地の撤収を経た現在までには、アメリカのフィリンへの関心も潰えつつあり、フィリンの側にも、アメリカと歴史的に「特別な

関係」を持つ国からアジアの一員として自らを捉え直すという、意識上および政策上の変化が起こりつつある。

このように、現在までには米比関係が希薄化する一方で、植民地期およびフィリピン独立の際のアメリカの政策を淵源とし、フィリピン国内の政治的経済的不安定の原因となっている諸問題は、なお未解決のままであるといわざるを得ない。しかし、フィリピン独立時のアメリカの対比政策により形成された戦後の米比関係の基盤が、方向性と長期的視野に欠け、国際政治における従属変数であったという意味で極めて脆弱なものであったために、当時のフィリピンの諸問題が未解決のままであるのだとすれば、従来フィリピンの進路を決定する上で決定的な要因として作用してきたアメリカとの関係が希薄化しつつある現状において、フィリピンは今後始めて、自発的自立的にその進路を選択し、既存の問題を解決する方向に進むことが可能となったといえよう。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 フィリピン独立をめぐるアメリカの対比政策

——戦後の米比関係の基盤 1945—1950——

| | |
|------|------|
| 審査委員 | 石井修 |
| 同 | 大芝亮 |
| 同 | 田中孝彦 |

伊藤裕子氏(以下筆者と記す)の学位請求論文『フィリピン独立をめぐるアメリカの対比政策——戦後の米比関係の基盤 1945—1950——』は、第二次世界大戦の終了後の1945年から1950年までの5年間にわたる米比関係の展開について、特にアメリカ政府の対フィリピン政策形成過程に焦点をあてた政治外交史研究である。

1 論文の構成

本論文は、以下の全七章よりなる。

序章

第一章 第二次世界大戦前の米比間政治経済関係
 第二章 戦後米比経済関係の枠組み —— フィリピン通商法の成立過程とその意義 ——
 第三章 フィリピン戦後政治へのアメリカの関与 —— そのフィリピン民主主義の形成への影響 ——
 第四章 米比軍事関係とフィリピンの戦略的意義 1945—1947 —— 1947 年米比軍事基地協定の成立過程とアメリカの対比軍事政策 ——
 第五章 冷戦の激化とアメリカの対比政策
 終 章 フィリピン独立をめぐるアメリカの政策と戦後の米比関係の基盤

2 論文の概要

(1) 本論文の目的と方法

筆者が本論文において目的としているのは、大きく次の3つの設問に対する回答を見いだすことである。第1に、フィリピン独立をめぐる第二次世界大戦終了後のアメリカの対比政策およびその形成過程の実態はどのようなものであったのか。第2に、アメリカの対比政策が、戦後フィリピンの政治経済構造にどのようなインパクトを与えることになったのか。そして第3に、アメリカの対比政策とそれがフィリピンの政治経済構造に与えた影響とが、第二次世界大戦後の米比関係全般にとって、どのような意義を持ったのか、という設問である。これらの設問に答えるべく展開された本論文の内容と論旨について、以下、論文の構成に従う形で紹介する。

(2) 第1章

第1章で筆者は、第二次世界大戦以前のフィリピン植民地時代における米比関係の特色について史的分析を試みる。

筆者によれば、19世紀末のアメリカによるフィリピン領有開始から、第二次世界大戦直前までの期間において、米比関係には次のような重要な特色がみられた。すなわち、フィリピン領有は、政治的、経済的、そして軍事的観点からみて、決して一貫してアメリカに利益を与えるものとしてとらえられてきたのではなかった。むしろ、「負担」の源泉としてとらえられてきたというのである。植民地支配を否定するアメリカ建国の理念とフィリピン領有とは矛盾していたが、この矛盾自体が、

アメリカにとっては、負担であったという。

矛盾に満ちたフィリピン領有を正当化するためには、アメリカはフィリピンに民主主義を導入し、早期自立または独立を達成させる必要があった。そしてこの目的を達成するためには、フィリピン国内の政治的・経済的安定をアメリカは構築しなければならず、そのためにアメリカは、従来フィリピンの支配層として存在していた富裕層を、政治・経済両面にわたって、支持することによって保護する必要があったのである。しかし、フィリピン富裕層に対する経済的支援は、アメリカにとっては負担にほかならず、同時に、フィリピン政治経済の対米依存構造を生み出すことになる。

軍事戦略的観点からも、フィリピン領有によって、アメリカ政府は、直接的にアメリカの安全保障上重要ではないフィリピン防衛に従事しなければならないのであり、その意味でも、フィリピン領有自体が、アメリカの負担を倍加する効果をもつと認識されるようになったという。

筆者は、このようなアメリカの対フィリピン認識が、1929年の世界大恐慌後に、アメリカ政府および議会によるフィリピン独立法の形成過程にも、大きな影響を与えたとする。すなわち、大恐慌によりアメリカ経済が疲弊すると、フィリピンを独立させることによって、アメリカ自身はこの「負担」から自らを解放する道を選ぶことになったというのである。

もちろん、フィリピン領有に既得権益をもつ在比アメリカ資本が当時存在していた。そしてこの在比資本の利益を代表する政府内および議会内勢力も存在していた。これらの勢力は、「独立再検討派」として、「独立推進派」との間に政策抗争を展開する。しかし、対比独立付与を推進するという「独立推進派」の政策は、独立の付与によってフィリピン領有が孕むアメリカの矛盾を解消し、同時にフィリピンという「負担」も解消するという現実的価値をもっていたため、独立再検討派の提唱する独立延期政策は後退を余儀なくされたと筆者は論ずる。

(3) 第2章

次に筆者は、第二次世界大戦後のフィリピン独立をめぐるアメリカ外交政策の展開について、経済、政治、そして軍事戦略のそれぞれの争点領域ごとに、分析をこころみる。本章では、このうち経済争点について、論証がなされている。

1946年4月にアメリカ議会は、フィリピン通商法を可決する。この通商法を、戦後米比経済関係を規定した最も重要な要因であったと、特色づけた上で、筆者は、議会および政府内での対比通商法案策定をめぐる政策対立の展開について、第一次資料を駆使し、アメリカの外交政策形成過程を丹念に追いながら、史的分析を試みる。

フィリピン通商法は、フィリピン独立後に米比二国間に排他的優遇貿易を存続させることと、在比アメリカ企業は特権的待遇を供与されることを規定していた。その結果、フィリピンの対米経済依存構造は、独立後も存続することとなる。

従来の研究は、フィリピン通商法の背後に存在するアメリカ側の意図について、次のような解釈を支配的に打ち出してきた。すなわち、アメリカ政府は、第二次世界大戦後にも明確にフィリピンに対する植民地支配を継続する意図を持っていたというのが、それである。しかし、筆者は、この解釈は通商法の内容のみから引き出された推論にすぎず、実際に法案の形成過程を実証的に分析すれば、次のような実態が見えてくるという。

まず、アメリカ議会には、次のような認識が広範に共有されていたという。すなわち、日本軍に占領され太平洋戦争の戦場になって荒廃したフィリピンの経済的復興を支援することは、宗主国としてのアメリカの責務であるとする認識である。しかし、その一方では、戦後の財政消極主義がアメリカ国内では強まっており、アメリカによって供出可能な財政支援が強い制約下におかれていることについても、議会では共通認識が存在していた。

このようなジレンマの下で、通商法の作成作業は進められた。筆者は、この作業の過程において、アメリカ議会と政府部内において、大きくいって次のような二つの政策間に対立が展開されていたという。まず、戦前のフィリピンとの経済関係をそのまま回復し、在比アメリカ資本の対比既得権益の回復を柱としてフィリピンの戦後経済復興も果たすという内務省主導型の構想が一方の極にあった。次に、その反対の極には、戦後の自由貿易体制の構築を、アメリカ外交の大義とみなし、独立後のフィリピンとの通商関係からも特恵的性格を排除することを主張する国務省の政策構想が存在した。

この両者の対立は、結局、内務省主導の政策案が議会に採用される形で収束する。筆者によれば、内務省の勝利は、財政消極主義のもとで公的な対比財政支援を工面

するよりも、戦前からの在比アメリカ資本の復活を通じて、フィリピン経済の復興を図る選択のほうがより現実的であったという事実を反映していた。

フィリピン通商法の形成過程において注目すべきは、アメリカ政府内部において、いわゆる「新植民地主義的」な性格を持った内務省主導型の政策構想が、必ずしも圧倒的な支持を得ていたわけではなかった事実であると、筆者は強調する。すなわち、結果的には、法的な植民地支配を放棄しながらも、経済的支配構造を維持するという内容をもったフィリピン通商法が成立した。しかし、このような新植民地主義的な結果とは逆に、戦前の植民地型支配からの脱却を図った国務省案にも、有力な支持者が政府内部には存在したというのである。そして、その意味で、アメリカ政府が、一貫して新植民地主義的な意図をもって、戦後の米比関係を構築していたとはいえないと、筆者は主張するのである。

(4) 第3章

次に、筆者は、政治レベルでの戦後米比関係の展開について考察を進める。戦後のフィリピン国内政治には、戦前には見られなかった重要な要因がいくつか現れた。

第1に、日本占領下で抗日ゲリラとして組織された農民および労働者が、「革新勢力」を形成し、組織的に国内政治に参与し始めた。第2に、戦時下において、日本軍によるフィリピン統治に荷担した、いわゆる「対日協力者」を、戦後どのように処遇するのかという政治問題が新たに発生した。

これらの新しい要素は、アメリカの対比政策に大きな影響を与えることになる。「革新勢力」は、それまでのフィリピン国内政治の安定勢力であった富裕層の政治権力基盤を、浸食しうるものであった。さらに、「対日協力者」は、旧来のフィリピン・エリート層の中に多数存在していたため、これらの者たちの戦後の処遇をめぐって、安定勢力内部での政治権力闘争が激化したのである。その結果、フィリピン国内政治の不安定性は、ますます強まった。この状況に対しアメリカ政府は、「アメリカ的民主主義の実験」を成功させるためにも、フィリピンを安定的国家として独立させる必要があり、結局アメリカ政府は、フィリピン内政への介入を余儀なくされたのだと、筆者は主張する。

筆者によれば、アメリカ政府による内政への介入は、戦前のフィリピン内政の安定要素としてみなされていた富裕層の政治権力強化を図る方向で行われ、それは一

応の成功をみる。それは同時に、フィリピンの経済復興にも都合のよいものであった。このように、戦後フィリピンの国内政治構造をめぐる問題については、アメリカ政府は、フィリピン領有時代の国内政治構造を維持する形で解決を図ることになった。しかし、ここには、戦後に新しく生まれたフィリピン国内政治上の諸事象に対処するにあたって、長期的な構想の達成というよりも、むしろアメリカにとっての短期的政治目的の達成を意図した場当たりの対処を、アメリカ政府が取らざるを得なかった事実が明確にあらわれていた。このように分析し、筆者は、アメリカの政治的介入は、フィリピンに対する政治的支配の継続を意図したのではなく、戦後の新事情に対応しつつ「負担」としてのフィリピンを独立させなければならぬという、短期的な必要性に対処したであったと論ずるのである。

(5) 第4章

第二次世界大戦直後における、軍事戦略レベルでの米比関係の展開にも、太平洋戦争に端を発する新しい要素が重要な影響を及ぼした。まず、日本によるフィリピン占領は、戦後においても日本による侵略が再び行われる可能性に対処する必要性を、フィリピン側に痛感せしめた。その結果、アメリカの在比軍事基地を戦後も存続することを要求する声が、フィリピン内部では高まる。一方アメリカ側においても、戦後当初は、同様の懸念からフィリピンを太平洋におけるアメリカの主要な軍事拠点とする必要が、認識されていた。

しかし、筆者によれば、戦後のアメリカ国内では、すでに述べた財政消極主義が台頭しており、また軍事戦略の観点からは、ハワイ・グアム両基地の拡充と、新たにアメリカの軍事戦略の拠点として沖縄が加わったことで、フィリピンの軍事的価値は、相対的に低下していったという。そして、フィリピンに大規模な軍事基地を維持することは、アメリカにとって、軍事的には不必要、財政的には負担、として認識されるようになり、徐々にアメリカ政府は、フィリピンからの軍事的撤退へと態度を移行させ始める。

実質的撤退を考慮し始めたアメリカ政府と、将来の安全保障の担い手として米軍の駐留を望むフィリピン側の意向とは、ここに対立をみせることになる。戦後の米比軍事関係を規定することになる米比軍事基地協定は、1947年3月に締結をみる。この協定は、アメリカ政府が基地の存続を意図して締結したものと、従来は解

積されてきた。しかし、第一次史料に基づく詳細な分析に従えば、実際に展開した米比関係の構図は、これとは逆のものであることが判明すると、筆者は強調する。すなわち、在比軍事基地の撤退ないし縮小を望むアメリカ政府に対し、フィリピン支配層が、独立後の対外的および対内的な治安維持のために大規模な在比米軍の駐留を望み、実はそのフィリピン側の要求が実現する形で、99年間にわたってアメリカ軍のフィリピン駐留を規定した米比軍事基地協定が締結されたというのが、実際の事実の展開であったというのである。

(6) 第5章

第二次世界大戦の終結直後およびフィリピン独立時に際しての、アメリカ政府の対比政策の基調は、「負担」としてのフィリピンを、政治的、経済的に安定的な独立国として成立せしめ、その負担から自らを解放しようとするものであった。しかし、このような一種の撤退基調の対比政策は、1949年に入って、中国共産党が国内戦での勝利をほぼ手中にし、冷戦のアジアへの波及が顕著になるに従って大きく転換することになった。

筆者によれば、アジアにおける冷戦の文脈においてアメリカ政府は、親米的で反共的な安定政権がフィリピンにおいて継続的に存在することを、もっとも重要な国益と認識していた。当時、経済的危機の状況にありそれに伴って国内政治にも不安定化の要素が見られるようになったフィリピン情勢に直面して、アメリカ政府は、1949年11月に行われる予定になっていたフィリピン大統領選挙に対して強力な介入を開始する。

すなわち、当時、親米・反共派で現職大統領であったエルビディオ・キリノに、アメリカ政府は強力な支援を行い、これに対して、有力な対抗馬として立候補をしていたナショナリスト党のホセ・ラウレル候補に対しては、明確に不支持の表明を行うなどした。その結果、すでに政治腐敗を引き起こしていたにもかかわらずキリノは、大統領に再選されることになったのである。

かつて、アメリカ政府は、フィリピンを「アメリカの民主主義のショーウィンドウ」とよび、民主主義の導入はアメリカの責務であるとする認識を有していた。しかしここには、そのような長期的視野は全く欠如していた。むしろ、冷戦の論理に縛られた結果、植民地時代の政治経済構造の強化堅固化を導く性格を如実にもった

対比内政干渉を、アメリカ政府は公然と行うようになってしまった。そして、この冷戦の論理に拘束されたアメリカの対比政策の展開は、独立国としてのフィリピンが対米依存的体質から脱却する機会を奪い、また民主化への契機をも奪い去ったと、筆者は、主張する。

(7) 終章

終章では、以上に示された分析に基づき、いくつかの結論が展開される。すでに、これまでの内容紹介において、言及されている点も多くあるので、ここでは、簡潔に記すことにする。

第1に、戦前から終戦直後までのフィリピン独立をめぐるアメリカの対比政策の背景に存在していた基本的な認識は、フィリピン領有を政治、経済、軍事的な「負担」と捉える立場であり、また、フィリピン領有を正当化するための「アメリカの責務」という論理であった。フィリピン領有によって具体的な利益を得ていた勢力も存在していたが、既得権益の保持者の論理がアメリカの対比政策を一貫して支配していたというこれまでの通説ともいえる「新植民地主義的歴史解釈」を実証するような事実は見あたらない。

第2に、アメリカの対比政策の背景には、戦前のそれと戦後のそれとの間に、フィリピンを「負担」とみなし、フィリピンの民主化を「アメリカの責務」とする論理が連続的に存在していた。しかし、戦後の米比関係には、これとは別に、戦後に現れた新しい政治経済的要因が大きな影響を与えており、植民地支配の継続という一貫した意図に基づく対比政策の策定自体が不可能であり、これらの新しい諸要因への対症療法的な対比政策が策定・実施されてしまった。植民地支配の「新植民地主義的」継続という外観が対比政策には表れていたが、実際の政策決定過程においては、その意図は必ずしも重要な決定要因ではなかった。

第3に、アメリカ政府は、フィリピンをアメリカ的民主主義のショーウィンドウとして位置づけていたにも関わらず、上記のような場当たりの対比政策を展開したことによって、結果的にアメリカ政府自身が、フィリピン民主化を固定的に阻害することになってしまった。特に、アジアへの冷戦の波及を背景として、冷戦の論理に縛り付けられたアメリカの対比政策は、この阻害要因の固定化をさらに助長したのである。

筆者は、以上のように議論を展開した上で、現在、米比関係にはその希薄化が進んでいると分析し、冷戦が終焉しこのような希薄化が進む現在において、実はようやくフィリピンの民主化と自立の機会が現れたといえるのではないかと述べ、論文を結んでいる。

3 評価

本論文は、大きくいって次の諸点において、米比関係史およびアメリカ政治外交史の研究に大きな貢献を果たしているといえる。

第1に、先行業績が十分に利用してこなかった公刊および未公刊のアメリカ外交文書を駆使し、アメリカの対比政策決定過程の実態をかなりの程度解明した点である。とくに、従来政策的結果から類推的に論じられてきたにすぎないともいえる、アメリカ政府の意図について、当事者間の政策構想の相違を実証的につまびらかにし、対比政策形成のダイナミズムを明解に描写した点は、高く評価できるといえよう。

第2に、上述のような実証研究にもとづいて、従来、先行業績がほぼ通説として認めてきた、アメリカ政府による戦後植民地支配継続の意図の存在という命題に対して、本論文が説得力の高い反論を提示している点は、国内および海外の学界に対する重要な貢献である。

第3に、戦後のフィリピン独立をめぐる米比関係を規定していた要因を、戦前におけるそれと比較対照することによって、戦前戦後を通して継続的に存在していた要因と、戦後に新たに現れた要因とを区別し、さらにその相違がどのようにアメリカの対比政策の展開に影響を与えたのかについて、深く踏み込んだ分析を行っている点も、重要な貢献である。

本論文は、このような重要な貢献を果たしており、また上述の大局的な貢献以外にも、様々に示唆に富んだ見解が存在する。また、論文としての完成度も高く、出版に堪えるものとなっているが、問題点も存在する。

第1に、概念上の詰め甘さが本論文において見られることである。たとえば、「民主主義」「新植民地主義」などの概念が、本論文においては、重要なキー概念となっているにも関わらず、厳密な定義なしに使われている部分が見受けられる。特に、筆者がアメリカの対比政策を批判するに際し、フィリピン民主化のための必要

な長期構想がアメリカの対比政策には欠落していたことを指摘しているが、それでは、どのような長期構想が必要であったのかについては、いまだ掘り下げが足りないとの印象を否めなかった。これは、筆者自身が民主主義、または民主化という概念について、いまだ研究途上にあることを示しているといえよう。

第2に、本論文は、戦後米比関係の基盤の解明を試みることを目的としており、アメリカ政府にとっての米比関係の基盤要因については、密度の高い分析がなされている。しかし、もう一方の当事者であるフィリピン側の認識などについては、時間的、および資料的制約もあって、十分な分析がなされているとは、言い難い。とくに、フィリピンにおけるナショナリズム、反米主義等の特質については、分析は不十分であるといわざるを得ない。

第3に、これは、本論文の内容に関わるものではないが、文章の表現技術において、回りくどい表現や、曖昧な表現が散見される。また、歴史的事実の展開が、時に断片的に記されており、論旨がわかりにくいことも、ままあった。

しかし、上記3つの問題点のうち、最初の2点は、今後筆者が、比較政治学および地域研究の研究を続けていきながら、長期的に解決を図って行くことのできる論点としての性格をもつものであり、本論文の欠点と言うよりは、将来における研究の広がりの可能性を予感させるものである。

また、第3点については、このまま広範な読者層を想定して出版した場合に生じうる問題点にすぎず、学術論文としては問題はなく、また今後の努力によって表現力の向上は、十分期待できるものである。

審査委員一同は、本論文を学位請求論文にふさわしい学術的水準をもつものとみなし、口述試験の成績をも考慮して、伊藤裕子氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると結論する。

平成8年6月12日